

## 第4回 鯨類捕獲調査に関する検討委員会議事概要

1. 日 時：平成23年6月20日(月)13:30～16:50

2. 場 所：農林水産省第一特別会議室

3. 出席者：(座 長) 筒井農林水産副大臣

(委 員) 阿南委員、櫻本委員、高成田委員、谷川委員、  
野村委員、林委員

(有識者)

〔小型捕鯨、反捕鯨NGOの妨害、鯨食文化、環境等〕

下道小型捕鯨協会会長、三軒太地町町長、

日野株式会社日野商店会長、岡安WWF ジャパン自然保護室長、

大久保東海大学海洋学部専任講師

(水産庁) 宮原水産庁次長(議事進行)、井上資源管理部長、

花房資源管理部遠洋課長

4. 結果概要：議事の概要は以下のとおり。

(座長挨拶)

○筒井副大臣 どうも今日は第4回の検討委員会に参加をいただきまして、ありがとうございます。委員の皆さんには引き続きご足労をいただきまして、ありがとうございます。そして、今日は有識者の皆さんに意見聴取で参加をしていただきまして、忙しいところを本当にありがとうございました。

皆様のご意見をお聞きして、これから論点をまとめていただくことになっているわけでございまして、論点整理も今日の資料にもいろいろ書かれております。鯨類捕獲調査の正当性・必要性、その科学的な意義、これらをきちんとまとめた上で、しかもそのまとめる際においては、日本の伝統的な食文化等々の意味も含めてやっていかなければいけないというふうにも思っております。

そして、前回、この会で私申し上げましたが、鯨類捕獲調査を去年と同じやり方でまたやったら、必ず去年と同じ結果になってしまう。新しい何らかの措置をとった上で

なければ、行っても意義がないと言ったら言い過ぎかもしれませんが、同じようにまた途中で戻ってこなければいけないという結果になるという、このことは絶対に避けなければいけないということを申し上げました。海上保安庁の巡視船あるいは法的な整備、これらを含めたあらゆる新しい措置というのをきちんととった上でこの次は行くべきであるというふうに考えているところでございます、それらの問題について有識者の皆さんからも、そして委員の皆さんからもいろんな形で教えていただき、ご助言をいただきたいと思っております。

以上お願いを申し上げて、私の開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(座長退席)

#### 議題（１）意見聴取

○下道小型捕鯨協会会長 今ご紹介にあずかりました日本小型捕鯨協会の会長の下道吉一でございます。座ったままで発言させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、最初に小型捕鯨業の置かれております厳しい現状について説明し、ミンククジラの商業捕鯨の再開の必要性を訴えたいと存じます。

我が国の沿岸には豊富なミンククジラ資源があります。私ども沿岸小型捕鯨業者は古くからミンククジラを捕獲して生計を立て、地元の人々に新鮮で栄養価の高い生のクジラを供給してまいりました。日本がIWCに加盟した1951年以降の捕獲頭数は、年平均で348頭になります。しかしながら、現在、小型捕鯨業では1頭たりともミンククジラを捕獲することが許されておられません。これは、IWCが資源状態のいかにかわらず、非科学的にすべての商業捕鯨をモラトリウム、すなわち一時停止を続けているからであります。沿岸のミンククジラは資源量が豊富で、持続的に捕獲することが可能であるにもかかわらず、ミンククジラの商業捕鯨は昭和63年、1988年以降、24年間認められておりません。

その間、小型捕鯨業者はIWCの管轄外のツチクジラやゴンドウクジラに経営を依存してまいりました。モラトリウムが発動した当初、小型捕鯨業者は乗組員のリストラを行い、9隻あった操業船をコスト削減のため4隻に休漁させて5隻を減船させるといった、大きな痛手を伴う経営努力を行ってきました。これに加えて、クジラ製品の供給不足による価格の高騰があって、ツチクジラやゴンドウクジラによって小型

捕鯨業の経営は存続することができました。しかしながら、近年は、長引く不況に伴う消費低迷によって、ツチクジラやゴンドウクジラの価格は著しく低迷しております。さらに、燃油の高騰にも経営は圧迫されて、平成13年度、2001年以降はすべての小型捕鯨業者が赤字に転落してしまいました。それ以来、小型捕鯨業者は毎年赤字を重ねております。

何よりも懸念されますのは、不安定な雇用状況が継続し、作業員が高齢化していく中で、ミンククジラの捕獲、解体、処理、流通といった一連の専門的な捕鯨関連の伝統的な技術や知識が途絶えてしまうことでもあります。小型捕鯨業者は漁業者として一日も早く豊富なミンククジラ資源の商業捕鯨を再開することが悲願であります。貴重なたんぱく源を地元住民に提供しつつ、地域経済並びに地域の捕鯨文化、伝統の存続に貢献してまいることがみずからの責務であると信じております。

IWCのモラトリアムのもとでは、米国、アラスカ等における日本沿岸小型捕鯨と類似の地域捕鯨は、先住民生存捕鯨の名のもとに捕獲枠を与えられ続けておりますし、ノルウェーやアイスランドは異議申し立てのもとで合法的に商業捕鯨を継続しております。ひとえに日本の小型沿岸捕鯨だけが認められないという状況に陥っております。この差別的なかつ理不尽な現実は一いつまで続くのか。そもそもIWCが商業捕鯨モラトリアムを採択した際、1990年までにゼロ以外の捕獲枠を設定することも同時に約束していたはずですが。既にその期限を過ぎて21年目となっております。もはや商業捕鯨のモラトリアムは国際法的にも無効であると言えるのではないのでしょうか。IWCが完全に膠着状態に陥り、議論の進展が全く見受けられない状況になっている昨今、日本政府には英断をもって科学的根拠に基づく持続的な商業捕鯨を自主的に再開していただくことを切に期待しております。

それでは次に、東日本大震災による小型捕鯨業の被害について説明申し上げます。

本年3月11日に発生した東日本大震災及びそれに続く大津波によって、小型捕鯨業の中心的な基地の一つである宮城県石巻市鮎川ははかり知れない被害を受け、壊滅状態に陥りました。当地に本社や事業所を置く小型捕鯨業者はいずれも甚大な被害を受け、社屋は言うに及ばず、鯨体処理施設、クジラ製品の在庫等、ありとあらゆるものを流失しました。小型捕鯨船も陸に打ち上げられ横倒しになるなど、大きな損害を受け、関係者一同、暗たんたる思いでございます。

さきにご説明申し上げたとおり、近年、小型捕鯨業者は震災前から大変厳しい経営を

強いられておりました。長引く不況のもと、クジラ製品の価格下落や販売不振は著しく、経営維持に奔走している状態でありました。今、また震災によりクジラ肉の在庫や施設すらも失って、鮎川の小型捕鯨業者は瀬戸際に立たされております。鮎川は日本の沿岸小型捕鯨の代表的な基地であり、9,000年にも及ぶ日本人類の鯨類の歴史と伝統を現代に受け継いでいる町です。鮎川から捕鯨の灯が消えることは、地域社会の崩壊のみならず、日本の捕鯨の歴史そのものの終えんを意味することであり、決してあってはならないことです。小型捕鯨業者一同、何としても鮎川の再興を図ろうと志を強くしております。

震災から3カ月がたち、幸い鮎川で被災した小型捕鯨船4隻のうち、2隻は損傷の程度が軽く、7月からのツチクジラ再開のめどが立ちました。しかしながら、鮎川の陸上施設の再建は全く見通しがなく、数多くの課題が山積しております。多額の費用と労力が必要であり、小型捕鯨業者や地元の住民の力だけでは再建はおぼつかないところでございます。一日も早い捕鯨のまち・鮎川の復活のため、精神面、技術面、そして金銭面と全方位的なご支援を賜りたく、お願い申し上げる次第です。鮎川に再びクジラが水揚げされ、まちが活気づく日を目指して、何とぞご支援賜りますようお願い申し上げます。

それでは、最後に捕獲調査の重要性についてご説明を申し上げたいと存じます。

沿岸での鯨類捕獲調査は平成14年、2002年に釧路を基地として始まりました。当初は財団法人日本鯨類研究所が日本政府から許可を受けて実施してまいりました。小型捕鯨船を調査採集船として用船いただくことによって、小型捕鯨業者も直接調査に参加することができ、貴重な経験を体験してまいりました。昨年、平成22年より小型捕鯨業者を中心として設立された一般社団法人地域捕鯨推進協会が日本鯨類研究所にかわって主催者となりました。このことにより、小型捕鯨業者はより積極的に調査事業に参加することになった次第です。

調査に参加する中で、沿岸地域の地元漁民が訴えてまいりましたとおり、鯨類が大量に沿岸の魚を食べることが漁業経営圧迫の一因となっているということ、身をもって体験いたしました。調査によって沿岸域の生態系に関する知見を深めていくことは、持続的なミンククジラ操業の再開とその継続のために必要不可欠なものと存じます。沿岸域の捕獲調査は、調査本来の目的に加えまして地元活性化の人助けにもなっております。副産物は冷凍でなく生で提供することができ、大変喜ばれております。

一方、南氷洋の鯨類捕獲調査事業が過激な反捕鯨団体による悪質極まりない海賊行為によって本年、農林水産大臣の判断によって調査途中で中止になりましたことは、小型捕鯨業者にとりましても痛恨の極みでございました。近年、シーシェパード等の過激な反捕鯨団体は毎年、太地に常駐し、地元漁民の正当な漁業活動を妨害し、嫌がらせを繰り返しております。イルカやクジラの保護を標榜しておりますが、実際はみずからの団体資金集めを目的とした売名行為に過ぎず、非力な漁業者を悪者扱いし、みずからを正義の味方と振りかざしているだけです。太地の漁業者はそのような理不尽極まりない攻撃に屈することなく、ひたすら耐えております。

本年、南氷洋の鯨類捕獲調査事業を調査途中で切り上げたことは、国際社会に対して、日本は暴力に屈する国であると誤った認識を植えることになるのではないかと危惧されます。さらには、太地を初め、国内の捕鯨地域における過激な反捕鯨団体の活動に屈服することが懸念されております。南氷洋の鯨類捕獲調査は国際捕鯨取締条約第8条に沿った合法的なものであり、生態系解明に必要不可欠なものとして信じております。日本政府の責任において、調査体制を盤石、強固なものとした上で、本年秋には再び南氷洋へ調査船団が出航することを切にご期待申し上げます。

以上、何分にもよろしく願い申し上げます。ありがとうございます。

○三軒太地町町長 和歌山県太地町の三軒一高です。

我々の町は、本州の最南端近くに位置して、面積が5.96平方キロの小さな町であります。猫の額のようなところで、余り水もなく、そのために生きる糧を海に求め、たまたまクジラの回遊するところがありましたので、歴史的に自然にクジラに特化したという町であります。20年前だったら、「クジラが揚がったら牛肉が全くも売れない」と肉屋さんが言うような町でありました。私自身、昭和22年生まれですが、中学のときに初めて東京の学校に行きました。そのときに、すきやきが牛肉だと初めて知ったと、そういう状態でありました。クジラが市場に揚がるごとにみんな町民に配給され、また売りに来ても、親戚でだれかが必ずそのクジラに携わっておったので、買うのではなく、おすそわけにより町民全体がクジラを毎日食べる生活だった、そういう生活習慣で長い期間過ごしてまいりました。

我々の町は1606年に組織的な捕鯨を始めて以来、その当時から村張りというのがある、クジラは地域を助けるのだという制度ができておりました。私は町長に就任して

から、クジラの恵みは全町民にということで、当時、くじら館が10年間、5,000万から7,000万の赤字を出しておりました。イルカで、海外と交流することによってこの6年間、くじら館が黒字になりました。一般会計から出すことが大事だと思うのですが、我々の町はこのクジラの恵みを利用して、その利益によって公共料金を抑えるという制度をとっております。和歌山県は開発公社とかいろんな公社がありますが、どれも足を引っ張っておりますが、我が町の公社は今年7,000万の利益を出しました。それはすべてクジラによることであります。クジラは地域に非常な恵みを与えております。考え方次第だと思っております。

ところが、近年、そのことに陰りが出たということは、シーシェパードやまたいろいろな過激な団体が町にやってまいります。この前NHKで放送されましたが、あのテレビ以外のところは全くもって放送できないような卑わいな発言や悪質な暴言、いろいろなことが起こっております。NHKのテレビで放送されたのは本の一部であります。だけど、その人たちは、シーシェパードから分かれた人々や、シーシェパードの人々は、いろいろなお金もうけでやっているとしか思えないことをやっております。

先般、民主党、自民党の部会でも発言いたしまして、入国管理局の課長さんなんかも来てくれて、ようやくその対策が進もうとしていることであります。南氷洋で大変だというときに、私自身は、「いや、国内でも大変ですよ」と訴えていましたけれども、それがなかなか理解されなかった。今、それが岩手県、宮城県に広がろうとしております。この前の震災でもシーシェパードの人が岩手県にちょうど行っておりました。岩手県の漁民に助けられた人が、またその帰った後、暴言をはくというような状態で、人間の品位も疑われます。

また、じゃあ沿岸の人たちは南氷洋をやめたら沿岸がよくなるのかと。私はそういう考えはありません。オールジャパンでいかないとこれは大変なことになるのではないかと。沿岸だけは助かる、追い込みだけが助かる、南氷洋だけが助かるという問題ではありません。というのは、我々の町が示すように、南氷洋捕鯨というのは大きく発展し、よかったわけですね。だが、近年、IWCでとめられてから、クジラの食文化という食べる文化が何十年かとめられました。私の町でもクジラが高くなってしまって子供が食べなくなった、そういう状態が起こりました。

7年前に私は町長に就任してから、クジラを将来南氷洋でとる、沿岸でとる、この捕鯨を存続することについては、学校給食をやらない限りこの食文化が廃れてしまう。

私の町の現状がそうであります。だから、私は町長に就任したとき、自民党の部会、公明党の部会、民主党の部会に行って、「学校給食を広めない限り、このクジラを食べる文化というのは珍味になってしまいますよ」と訴え続けました。水産庁の遠洋課の捕鯨班はそのことを非常に理解してくれました。協力もしてくれました。クジラの値段を安くしてみんなに広げようということで、捕鯨班の方が努力してくれた。それが現在に生きていますと私は思っております。

私自身は、学校給食、病院給食、自衛隊まで広げたいという運動をしておりました。クジラは安く庶民が食べる、そういうことで広がっていたのを、高級店にしか出ない様な食べ物にしてしまったのはどういうことだったのか。それは大きな政策の誤りで、学校給食なりをやらないといけないときにそういうことをやらなかった。ただ、とることに一生懸命やっけていて、そういうことを怠ったと私は強く思っております。これは将来必ず続けなければならず、学校給食を中心に、国民の中にクジラを食べるといふ人々が多く出ること以外、捕鯨が続けられるということはありません。じゃあ、どうして多くの国民にそのことを理解していただくかといったら、学校給食以外、私自身は思いつきませんし、そのことに全力を上げなければならないと思っております。

和歌山県で始めたときは非常に難しかった。だけど、和歌山県でも80%以上の学校がとってくれております。私自身も、北海道、東北、九州、各ブロックに割ってこの給食を広げようと一生懸命に取り組んでおります。だが、なかなかそういうことに至ってっておりませんが、今現在150トン前後の肉が学校給食に出ることも事実であります。このことをしっかり踏まえて、クジラを国民に安く供給する、食べていただくということについても力を入れない限りこの文化は廃れると、私はそう思っております。

以上です。

○日野株式会社日野商店会長 私は長崎でクジラの加工・販売業を営んでおります。現在は子供が後を継いでおりまして、先代からしますと3代目のクジラ屋でございます。私は現在81歳でございます。

まず、長崎のクジラの食文化といいますのは、実は山口県から九州にかけてご承知のように約40組の鯨組がありまして、かなりクジラをとっていた。そういうことに起因しています。深沢義太夫が彼杵にクジラの仕分け基地をつくった事と、そしていわゆる流通させたという歴史がございます。この歴史はやっぱり、私が今さら申すまでも

ないんですけども、そのために各地にクジラの食文化といいますか食習慣がございます。一例を申しますと、実は「塩くじら」というのは、佐賀県と福岡県と長崎県とみんな違うんです。島原でも違うんです。部位が違ってきます。私はそれが食文化じゃないかと。

それで、九州のクジラというのは戦後も戦前もずっとありましたけれども、小売市場、マーケットができるための最低の要件は、魚屋と鳥屋とクジラ屋とそれから野菜屋と、これがあったら小売市場が成り立っていると、そういう歴史がございます。その中で私もクジラの商売をしてきたわけで、その長崎のクジラ商人にはいろんな、彼杵の人も含めまして、伝承がございます。一口で言えば、「薬九層倍、クジラ90日という話」、又、「はらみ魚は目をつぶって買え」。そういうふうな伝承がちゃんとあります。どういう意味かといいますと、クジラは少々痛んでいても、90日間塩漬けしたら全部食べられますよと。その当時、冷蔵庫がなかったわけですから。寄りクジラとか何とかありましてね。また、「はらみ魚」というのはクジラの中でもっとも肥えているものだから、それは黙って買いなさいと。それが一番おいしいんだよと。長崎の人はクジラを、「うまいかね？、うまくないかね？」とは絶対言いません。「かたいかね？、やわらかいかね？」と言います。そういうふうな土壌がありまして、私らの子供のころは鮎川から、もういなくなられたのですが、何代も続く稲井善八商店から電話がかかって、クジラがとれたぞという、雄か雌か？、おなかの中に赤ちゃんがいるかいなか？と。そういうふうなことでクジラの取引をして地域に配ったわけがございます。

そういうわけで、長崎では、例えば舌だけを食えるとか、唇の下だけを食えるとか、ほほ肉を食えるとか、メカワを食えるとか、尾羽の先を食えるとか、そういう部落があって、彼杵を中心に食習慣が全九州に広がったと私は考えております。だから、「塩くじら」というと、今、島原は塩蔵尾羽の薄く切ったものが塩くじらです。熊本もそうです。それから鹿児島もそうです。そして、鹿児島には、「せしから」という食材があります。「せしから」というのは何かというと、尾羽を加工して湯引きを作る時、後に残る切れっ端をぐちゃぐちゃと炊いて、それを煮こごりにしたものです。そういうふうな文化が今でも続いているわけです。

ちなみに、長崎県の人口は145万。日本の人口1億2,000万にして、約1.1%の人口しかありません。しかし、クジラの消費量は私の推計するところ、大体、鯨類捕獲調査



の供給量の8%から1割を、消化していると思います。それだけたくさん食べているわけですから、祭りも、いろいろクジラが必要ですし、結婚式、正月、盆・暮れは友達と一杯と、そういうふうな格好でございます。

それから、長崎県のシンクタンクがございます。長崎地域政策研究所、ここに日本総研から来た菊森淳文氏という方がおられて、その人が赴任して3カ月目に私とたまたま会いまして、クジラの話が聞かれました。それから、県の経済浮揚政策の一助にクジラをやろうじゃないかということで、私も本を書かされたわけですけれども。そういうふうな、クジラどころで、昔は随分と問屋さんがおりました。しかし、鯨類捕獲調査の最中で、クジラが非常に少なくなっていくものですから、どんどん倒産してしまっていて、今九州で数えてみると、山口に1軒、福岡に2軒、それから佐賀に1軒、長崎に3軒、それぐらいになりました。長崎は、実はクジラの問屋が戦後すぐは、17店ありました。それが今はみんなもう倒産して、大変な状況でございます。それでもクジラのある限り、みんな頑張っております。

よくクジラで長崎の浮揚のために話をしてくれと言われます。私はそれで次のようなことを皆さんに話しております。なぜアイスランドが商業捕鯨ができて、ノルウェーもできて、日本は鯨類捕獲調査しかできない、なぜカナダがIWCから脱退したかという話を皆さんにするんです。クジラモラトリウムができるまでには、原因と、その過程とそれからずっと継続的な現在があるわけですよ。今私が耳にする限りにおいては、報道は現在の状況だけを話すから国民はわからないわけです。なぜ批准したんだろう、IWCで。ノルウェーはどうしたんだろうということをやっぱり説明しなきゃいけない。

私はノルウェーに行きました、ちょうどIWCがクジラモラトリウムのあるときに。幸いなことに、私の通訳が非常にすごかったので、向こうのMAFFの事務次官、オルソン・アンデルセンに会いました。そして、日本の立場とノルウェーの立場と、いろいろ話をしたことがある。結局、ノルウェーはモラトリウムができたときに拒否権を出しました。しかし、なぜクジラをやめたかといいますと、クジラをやめた理由は、アメリカが「クジラをとるなら、タラをかうてやらんよ」と漁民に言ったからです。だから、漁民は裏作のクジラをやめてタラをとりました。タラはアメリカに対する大きな市場だったわけです。

ところで、アイスランドは人口30万、その当時は27万ぐらいの国、たった1社の捕鯨

会社は国の基幹産業であります。だから、これは大変だということで脱退しました。だから、脱退して批准もしなかったのです。ノルウェーは黙って捕鯨をやめたが、拒否権は行使して、モラトリアムを批准しなかった。日本はアメリカからちょっと来いと言われて、あなたがもしモラトリアムを批准するなら、アメリカ200海溼のスケソウダラをとらせるから何とか批准してくれ、クジラをやめてくれと言ったときに、批准してしまいました。大抵の国は批准してしまっただけですね。モラトリアムに賛成したわけです。それで、アメリカはやっと国連のモラトリアムをIWCで完成できたのです。

その背景は何かというと、ベトナム戦争の枯れ葉作戦であります。それで、東側陣営との対立の中で、国連でアメリカが地球の環境を破壊するというふうな話になって、それがまさに決議されようとしたときに、これは大変だということで、アメリカは、真っ先に地球の環境を守るぞというふうなこと、そのためにクジラを環境シンボルにして捕鯨モラトリアムをかち得たといういきさつがあるのであります。これは歴史的な事実なんです。ところが、そういう初めからのいきさつを全然言わずに、今クジラがかわいそうだとかわいそうでないよとか、そういう話ばかり報道されると、IWCでの日本の主張は、日本国民の支持も中々得られません。

実は、私はおととい、ここへ来る前に中国の人と会いました。長崎魚市に魚を買いに来たのです。彼は「昔、中国人もクジラを食べていたんだよ」と言いました。それで私は、「じゃあ、あなたは大連だろう」と言ったら、向こうはびっくりしました。大連はナガスクジラをとっていました。戦後、大正エビを配慮物資として日本へ輸出していたときに、ナガスクジラが少しばかり日本に入ったんです。それは私のところにも来ました。それを売った経験がございます、あなたのところも国が鯨類捕獲調査したら、クジラがとれるんだよと、これは国際的な権利なんだよ、ということを行いました。これからの世界は、中国は無視できない大きな存在だと。だから、そういうふうなことをやらせて、鯨類捕獲調査が不当だと言われることを防止しながら、ちゃんと国民にわかりやすい説明をしなきゃいけないと思います。

一番取り上げたいことは、実はカナダがIWCを脱退したときのこと。ちょうどその時、NHKの松平さんのドキュメント番組です、NHKのアーカイブスにあると思いますが、カナダはカナダのイヌイットを国会に呼びました。IWCでこういうようなことになったので、あなた方には代償として、スノーモービルもやるよと。いろんな家もつくってやるよと。だからクジラをとることをやめてくれと言いました。そうしたら、そ

のときのイヌイットの証言で、酋長が、私たちは400年間、平和に寒いところで暮らしている。そして、クジラをとることによって平和な共同生活をしているんだと。クジラをとることで長幼の序が保たれている。しかし、白人は何ですかと。戦争を起したりいろいろしていると。あなた方は私たちの生活を奪う権利がありますかと。

カナダの政府はびっくりして、それではIWCで捕獲頭数だけ決めさせてくれと、自分たちの言う事をきいてくれないかと言いました。しかし、酋長は、我々はいわゆる持続的可能な捕鯨をするかわりに、あなた方の意見は聞くけれど、捕獲頭数を決定するのはイヌイットだと。そういうようなことを言ったんですね。そして、その正論に押されてカナダはIWCから脱退した。このテレビが放映された時は、IWC京都会議の直前でした。私は京都会議にオブザーバーとして参加させていただきましたが、そのとき、カナダのオブザーバーの代表は盛んにこのいきさつを私達に訴えました。日本はもっとしかりせえと。

当時は本当にそういうIWCの論争が放映されていたのですが、その後、だんだん時代が変わって、そういうことを説明する人はだれもいなくなった。クジラがいわゆる大多数で否決されたとか、とれたとか、とれんとか、反捕鯨は世界の趨勢だとか。

私がダブリンのIWCに行ったときは、すごい人垣のトンネルがあって、クジラ反対と絶叫している。みんな米澤さんたちもその罵声のトンネルの中をぞろぞろ通っていったわけですよ。私は、たまたまその夜、街に出てバーに入ったら、アイルランドの若者が肩組んでビール飲んで、わいわい騒いでいるんです。「おーい、おまえよう来たよう来た。どこから来た」って。日本人？見たら、「おい、おまえは昼間、おれたちにクジラはだめだめっつって言ってたやつじゃないか」と。「いや、あれはアルバイトだ」と。「じゃあ、アルバイト賃は幾らだ」、「このジョッキのビール2杯だよ」と。それで、「じゃあ、おれ、この次から3杯やるから、おれたちのところへ来るか」って言うと、「イエス」と。最後の日、後片付けする人を見たら、戦士と称する者がたった3名しかおらん。大勢の人はみんな金で動員された人々でした。日本のマスコミも世界のマスコミも、人垣で反対罵声の中を歩いて歩く姿だけを放映する、世界中が反対してるって。こんなばかな話はないんですよ。

IWCではいろいろな話がありました。非常におかしいのはアニマルウェルフェアとかいう論争をやったとき、ノルウェーのワローさんという動物学者に、オーストラリアの代表はクジラは致死時間が長いからいわゆるかわいそうだというふうな議論展開

していた。日本は、そんなものはIWCと関係ないから議論に入らないと言っただけで、オーストラリアの代表はとうとうと述べまして、私が致死の資料を検討して、捕鯨を許すか許さんかを決めるというふうなことを言いました。ところが、ワローさんが答弁する立場になって、「私もアニマルウェルフェアは本当に大切なことだと思っています」と。「あなたの国は、随分、アニマルウェルフェアの先進国だとお見受けしますので、教えてください。おたくは毎年ヘリコプターでラクダを機銃掃射で6万頭殺している。そのアニマルウェルフェアは致死データはどうなっておりますか」と言ったところが、その男は飛び上がって驚き、「ここはクジラの話の場であって、ラクダの話するところではない」と言ったんですが、動物学者の議長が陸上で一番クジラに近いのはラクダであるという定説があるんだから、当然アニマルウェルフェアということで議論するなら、それはちゃんと議論しなきゃいけないと言ったので、満場の拍手が出て、オーストラリアの代表は引き下がった。

そういう事実がありましたが、こんな出来事は日本では伝えられていない。やっぱり国民の支持を得るためには、出席した人及び日本のマスコミは全部それを伝えなければならない。ところが、マスコミで一番困るのは、時事通信とか何とかが、外国から報道をもらうときに、アメリカの都合の悪いこと、IWCの都合の悪いことを書いたら、それはもうカットさせられるんですね。だから書けないんですよ。

その具体的な証拠は、私の三男が、IWCアンカレッジに参加しましたときオーストラリアのオブザーバーで小学生の子供が、反捕鯨のシンボルになっている小さな子供です。それにお父さんがついてきていたわけですよ。三男は英語ができるので、また子供が好きなものだから、子供と2人で遊んでいたわけですね。そうしたら、そのお父さんが出てきて、自分の子供と遊ぶものだから、てっきり自分たちの味方、いわゆる反捕鯨派の人だろうと思って、いろいろ話をしたんですよ。ところが、後で調べてみたら、クジラ屋の息子だったということにびっくりしまして、「済まんけど、今話したことは全部なかったことにしてくれ」と言う。紳士協約という事で話の内容は言わないということになったんです。今の反捕鯨のあり方に対しては、おかしいということ、教育のある人は、かなりそう思っているんです。

ところが、世の中の流れが狂信的にずっと動かされているものだから、それをとめることができない。これが一番の大きな問題ですから、私はそういうことも含めて政府や代議士の皆さんは勉強しながら、国民に真実を伝えることをやらないと、これはい

つまでたってもだめだと思うんです。今まさに韓国は反捕鯨から捕鯨になろうと思っています。それで、恐らく商業捕鯨ができなければ鯨類捕獲調査でクジラを管理するでしょう。

イルカの問題についても同じです。イルカを野放しにしているから、長崎の橘湾の魚はもう全滅しているんですよ。漁師はみんなやめてしまいました。僕は五、六年前、漁師に会ったときに、猟銃でイルカはぼんぼん撃てば、あれは賢いから、当たると痛いからどんどん逃げていくよと。だから、殺さんでもいいから、追い返しなさいということを行いました。しかし、そうする勇気がなかったわけですね。

この度の太地のニュースを見ていまして、大変だと思います。しかし、本来からいけば、町が議会で議決して、地域の住民の生活を脅かす者は20日間の拘留に付すとかいうふうなことを町で決議すれば、そしてそれが実際に効力を発揮するような日本の国になれば、どうでもできるのに。そうですね、町長。そうしないとね。そういうふうなことを考えていかないかのじゃないかなと思っているわけです。

私は、そのような話と同時に、アイスランドがどうしたか、それからノルウェーがどうしたかという話をずっと大学で講義をしたりしますと、みんなよくわかったと。それで、少しずつクジラの支持がふえていきます。決して乱獲を良いと言っているものではないんです。しかし、食文化、それから日本の鯨類捕獲調査はちゃんと約束をした正当性があるのです。その正当性をみずから放棄するようなことをやってもらっちゃ……。日本は独立国ですか。私は話のついでに、「もし調査捕鯨を放棄するなら、むしろあの星条旗のところに星をもう一つつけたらいいんじゃないの」といって言うと、みんな笑います。やっぱりその辺のことをしっかり日本国民の皆さんにありのままを教えていただきたいと思うんですよ。

鯨類捕獲調査はやるとかやらないとかいうことは日本の主権の問題であって、決して外国からやられたから、押しまくられたからやめるなんていうのは、とんでもない話です。今、今日、こちらにお見えになっているWWFのお方も、個人的にはそれは皆捕鯨が、クジラがかわいそうだ、反対だというのはわかるんです。しかし、資源保護と、IWCは、資源を管理しながらとるという一つの大前提がある以上、それを人間の食料にするかしないかはその国の私は文化と相まってきちんとできると思うんです。その辺をぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○岡安WWF ジャパン自然保護室長 今ご紹介にあずかりましたWWFの岡安でございます。座ったまま失礼いたします。

お手元に今日お配りしてあります「クジラ保護に関するWWF ジャパンの方針と見解」、こちらは2005年の5月にまとめたものでございますけれども、この方針と見解に基づきまして本日はご説明をさせていただきたいと思っております。

こちらの文章に入ります前に、WWFという組織について少々ご説明させていただきます。WWFという自然保護団体でございますけれども、こちらは1961年にスイスで設立されました。それから、ちょうど今年で50年になりますけれども、現在は世界じゅうにネットワークが広がって、大体世界の100カ国でさまざまな環境保全、自然保護の活動を展開しております。全世界で大体500万人のサポーターがおりますけれども、それは欧米諸国から日本、それからアジアにも広がっております。

本日は、特に鯨類捕獲調査に関する見解ということで、こちらの、大分前になりますけど、まとめさせていただいた文章が、ちょうど水産庁のほうから申し入れのありました自然保護団体として環境保全の面から鯨類捕獲調査をどう考えるのか、あるいは国際的なコンテクトの中で日本の鯨類捕獲調査というものがどういう位置づけをされているのかという点を特に中心にお話をさせていただければと考えております。

基本方針にまずなりますけれども、私どもWWFは、先ほど申し上げましたように、世界100カ国以上でさまざまな自然保護活動を展開しておりますけれども、その100カ国の活動の一番中心となっております方針に、WWFの3つの使命というものがございます。その3つの目標を達成して環境の悪化を食い止め、人類が自然と調和して生きられる未来を築くという目的のためにやっておりますけれども、その1番目が、生物の多様性を守るということと、2番目が、再生可能な自然資源の持続可能な利用が確実に行われるようにする、それから3番目が、環境汚染を減らし、資源とエネルギーの浪費を防ぐと。この3つの柱を中心にさまざまな活動を展開しております。

この3つの柱を実際にクジラという、特に捕鯨問題について考えていきますと、もちろんほかのさまざまな、例えば私どものロゴはパンダを象徴しておりますけれども、パンダは中国にしかない動物ですが、例えばパンダの保護を考える場合でも、あるいは私の実は専門は海の動物ではなくて陸のアフリカのゴリラをもともと専門にやっておりましたけれども、ゴリラの生態あるいはゴリラの保護を考える場合でも、基本的にはこの2番目でございます科学的な根拠に基づいて議論をし、行動をし、予防原

則を尊重するというところに尽きると思います。

クジラの生態について科学的な調査が継続して行われ、なおかつそれに基づいて保護や管理が議論されるように、これは本当に大きな絵という場面から考えて働きかけていくようにしていく必要がございます。ここでは、人間が自然界について把握できる情報は限られているということを十分認識して、保護・管理施策を講じる際には予防原則を尊重することが重要である。この予防原則と申しますのは、業界用語といえば業界用語なんですけれども、さまざまな地球環境の問題を考えていくときには、科学的に不確かであるものに関しては、その科学的に不確かであることがより破壊に結びつかない、十分な余裕を持ってさまざまな管理計画を立てることが予防原則と呼ばれているものです。種や個体群の絶滅など、取り返しのつかない事態を引き起こすあるいは広範にわたる生態系の攪乱など、深刻な影響をもたらすと予想される行為は、まず行わない、それからもし現在も継続している場合には中止するということがございます。

実際にそのような予防原則に基づいてさまざまな管理計画を立てていく場合には、この2番目の1、2、3とありますように、影響の予想が科学的な根拠に基づいているかどうかで判断をいたします。また、完璧に立証できない場合でもさまざまな対策がとられているか、あるいは、過剰なあるいは過小な予防措置を招かないように、可能な限り科学的あるいは技術的な知見に基づいて検討されているかということをもとにしております。

それから、私ども国際的な自然保護団体ということで、さまざまな国際条約に関係する活動も行っておりますけれども、こちらも先ほどから出てまいりますIWC、あるいは鯨類捕獲調査に関することに関しましても、IWCあるいはICRWに加盟している限りは、その中でさまざま採択されている国際合意を国内でもさまざまな施策を講じる際には尊重するということが大事だと考えております。

それから、4番目に、これも1つ、国際100カ国で活動をしている団体として、特に近年は尊重するべきであるという立場をとっておりますのが、多様な価値観を尊重するということがあります。これは、クジラに限らず、さまざまな野生動物とのかかわり方というのは地域それぞれの特徴がございます。クジラの場合も、特に長生きをする、あるいは世界じゅうに回遊をしているという動物であることから、さまざまな地域でいろいろな関係性がございますので、その文化的な背景というものは最大限に尊

重するというのが原則でございます。

それから、基本方針の5番目といたしまして、幾ら大型でもクジラという1つの哺乳類をやはり取り上げて生態系の議論をするというのは、そういう意味ではクジラという動物種は非常に特殊な状況があると、国際的な文脈の中でも考えられます。そういう意味に関しまして、日本は世界じゅうでも、特に先進国の中で海洋国であるということ認められておりますので、もちろんクジラあるいはクジラを資源として管理するというだけでなく、海洋資源全体に関してもやはり生態系、あるいは最近、特に去年の10月に名古屋で開催されました生物多様性条約締約国会議などの中でも非常に大きく取り上げられましたけれども、エコシステムという考え方がございますけれども、海の生態系全体のバランスを考えてさまざまな施策を行っていくという面で、もちろん鯨類捕獲調査あるいは捕鯨という観点で今回の委員会は開かれているわけではございますけれども、WWFといたしましては、海洋生態系全体のバランスというものがどうなっていくのかということ、特に日本政府がこれからさまざまな政策を立てていく際には要求していきたいと考えております。

具体的に、次の2ページに当たりましては、特に捕鯨についての個別の問題についての見解をまとめさせていただいております。

こちらは大きく分けまして6つに分かれておりますけれども、まず第1といたしまして商業捕鯨についてです。こちらは4つの見解を持っております。

1つは、先ほどから私より前にお話をされた皆様のお言葉の中にもございましたけれども、やはり捕鯨というのは過去の歴史を考えずに今後を考えるというのは難しいという状況がございます。さまざまな事情もございますけれども、やはりこれは日本だけに限らないことですが、過去、大きな乱獲によって、世界じゅうの捕鯨によってクジラ類が激減したという事実は、これはございます。これを繰り返さないために、過去の過剰利用に対して、特に今後、未来ということを考えたときに、大きな責任を負っているということを改めて自覚を促したいということもございますし、責任を持って個体群の変動の把握というものには検証可能な科学的データを採用するように改めてお願いをしたいと考えます。

また、残念ながら国際的なコンテクトでは、先ほどからお話に出ておりますシーシェパードのお話は本当に過激に過ぎますので、同じ自然保護団体の中でも意見が分かるといいますか、あそこまで過激なことをすると逆効果であって、せっかく対話をし



ていこうとしている国際社会の中でも逆に対話の道が閉ざされてしまうようなことが起きるといことは認めておりますけれども、逆に日本の政府が例えばIWCの席上なんかで話をされるときに、特に過去の経緯というものを考えますと、対話が膠着しているという認識はやはり国際社会の中ではかなり確固たるものというものもございします。そういう意味では、過去に行われてきました鯨類捕獲調査に関しましては、やはり国際的な社会の信頼を回復する上でも、データの提出というものを信頼の置ける、特に査読の入った科学論文などに発表して、透明性の高いものにしていくという必要があるのではないかと考えております。

それから、商業捕鯨についてですけれども、やはりもう一度これを再開をするということに関しましては、国際的な合意が得られるということが最小限必要なことになってまいります。そういう意味では、国際捕鯨条約に加盟している国として、やはり国際的な合意が得られるような方向にさまざまな交渉を重ねていく必要があると考えております。

それから、3番目といたしましては、やはり先ほども申し上げましたけれども、商業捕鯨というものは、再開される場合には特に資源量の枯渇が起こらないような形で予防原則がとられることが最低限必要になってまいります。こちらは、ただ単に自然資源としての資源量ということだけではなくて、商業捕鯨という形でまたそれで生計を立てる皆様が再び活動される場合に、その活動自体、専業自体が持続可能なものになるという上でも非常に大切なことであると考えております。

それからもう一つは、4番目といたしまして、絶滅危惧種でないクジラの商業捕鯨の可能性というものに関しましては、WWFジャパンとしては以下のように考えております。個体数の増減に関するデータが十分に把握されて、しかも公開されて、だれでもいつでも参照できる状態になっているということです。

それから、これは特に近年著しい懸念がされているところでございますけれども、有害化学物質や地球温暖化などによる影響がどれだけ個体数の増減に影響しているかという可能性、そういう環境全体を考えたクジラの個体群に対する影響というものもしっかり考慮に入れるべきであると考えております。

それから、3番目といたしまして、予防原則を採用した持続可能な漁獲量、これは資源量に対してどれだけ漁獲をしていいかという、水産資源としての例えばクジラというものを考えた場合にでも、それがきちんと予防原則に基づいて注意深く推定されて

いるということが必要だと考えております。こちらは、私ども、日本の政府の立場として、水産資源としてのクジラというものをとらえたときに、やはり水産資源としてのクジラをどう管理して使っていくかという議論の場として例えばF A Oが必要であるとか、地域管理計画ということを考えるべきだという主張もございますけれども、一方で、非常にクジラというのは、先ほどもお話があったと思いますけれども、いわゆる魚類とは違って非常に生活史の長い大型の哺乳類であるというところで、非常に特殊性がございます。そういう意味で、資源量がしっかり確保されたクジラに関しては商業捕鯨の再開をとめることはできないと考えておりますけれども、ただ、その際に本当に予測をする場合には、寿命の長い哺乳類であるという点もしっかり考慮をして考えるべきであると考えております。

また、4番目にございますように、効果的な改定管理制度が実行可能な形で完成していて、何かクジラの資源量に変化が見られたときには、さまざま、例えば急激な減少があった場合にはとめるとか、そういうような手段も講じられる状態にしておく必要があるだろうとは考えております。

それから次に、本日の一番のテーマの鯨類捕獲調査についての見解でございますけれども、鯨類捕獲調査と言うからには、英語ではサイエンティフィック・ホエーリングと言うわけですが、基本的な観点からの必要性和クジラ保護への貢献のあり方を改めてやはり冷静に議論をする場を持つべきであろうと考えております。こちらは2005年当時と現在というものも、反捕鯨、それから捕鯨両国の歩み寄りの場というのがあちらこちらでつくられておりますけれども、基本的な考え方としては変わっておりません。

特に、近年は調査ということでさまざまなクジラの生態を知るための捕鯨ということになりますと、例えば先ほど私はアフリカのゴリラ、チンパンジーという類人猿の専門家であると申し上げましたけれども、基本的に動物学上、生態的な調査あるいは研究といたしましたときに、その対象動物を殺して研究をするという場面はほとんどございません。ほとんどございませんというか、クジラ以外は私は思いつかないです。そういう意味で、最近は本当に技術的にも、例えばDNAの解析とか、あるいはさまざまな生態的な調査方法というものも追跡調査といったものが開発されておりますし、殺さなくて済む調査というもので今手に入れようとしているデータの大部分がカバーされるということがございます。そういう意味では、これは特に国際的な文脈の中

での日本の捕鯨というものに理解を得るためには、やはり致死調査というものを非致死調査に変えていくという努力を日本政府あるいは鯨類捕獲調査に携わっておられる皆様が、特に国際的にも認められる形で進めていかれるというのが今現在、一番必要なことではないかと思われまます。

こちらの鯨類捕獲調査に関しましては、そういう意味では第2次調査期間に実際の捕獲頭数がふやされたということが国際的なコンテクトの中ではかなり批判をもって迎えられたという事実がやはりございました。2000年代に入ってから致命的調査の数をさらにふやすということは、やはり科学技術の発達ということで生態学的調査も非常に進んでおりました一方で、届け出制であるということでふやすということがあったということは、特に反捕鯨国からは受け入れがたいということは言われておりますし、やはり国際的な状況の中でお互いに理解を進めるという場面では、この鯨類捕獲調査に携わるということでも非致命的調査というものをふやしていく必要があるのではないかと考えております。

それからもう一つ、これも2005年の段階でつくった見解ではございますけれども、国際的な議論の中でやはり出てきますのは、先ほどから幾つかございましたけれども、クジラ類が大量の魚を食べるために生産資源が減っている、あるいはクジラがふえ過ぎて海洋生態系が破壊されるおそれがあるというような、あるいはミンククジラが多いために同じオキアミを食べるシロナガスクジラがふえないといったお立場あるいは広報がされている場合がありますけれども、こちらはやはり先ほど申し上げましたように、生態系の変動というものは、その個体数変動をほかの動物種、全部合わせて、ある1種類の動物の変動を見るのではなくて、全体的なバランスの上で考えなければ本当の結論は出ませんし、そういう形で、基本的には、人間と違いまして、エコシステムの中にいる動物たちというのは、こちらの個体数が減ればこちらも連動して減っていくという形で、全体的に例えば絶滅に追いやられるほど大きく崩れることは今までの状況では余り観察されておられません。そういう意味では、逆にむしろ漁業の影響というものを考慮に入れる形で改めて検討の必要もございまして、そういう形の広報を行うということで、国際社会の中ではそもそも科学的でないというようなとらえ方をされる場合もございまして。

それから、沿岸の小型鯨類の捕鯨についてですけれども、こちらは、本当にいわゆる水産資源としての調査が十分に行われているかどうかということに関しては、改めて

検討の必要があると考えております。国際的な基準に照らし合わせて、本当に管理できるほど資源量が把握されているかどうかということに関して、やはり速やかにもう一度調査を組み立て、実行していく必要があるのではないかと考えております。

それから、南太平洋とそれからインド洋のクジラ類のサンクチュアリに関してですけれども、こちらは1994年のIWCのメキシコ会議におきまして賛成多数でサンクチュアリということで設定をされている海域になります。このサンクチュアリという考え方は、改定管理制度によって資源量を推定し、そこから例えば漁獲量を決めて商業捕鯨を再開するというような場面になったとしても、予測不能な自然界のさまざまな変動というものを吸収する、保護とそれから利用を両立させる上では、サンクチュアリという考え方は非常に大事であると考えております。そういう意味では、この南氷洋という地域は、もちろんクジラもそうですけれども、それ以外のさまざまな海洋生物にとっても非常に重要な海域であると考えられておりますので、このサンクチュアリという考え方は尊重をし、南氷洋の捕鯨というものに関しては、例えば鯨類捕獲調査であっても、それから商業捕鯨であっても、WWFとしては特に致命的なものに関しては必要性がないと考えております。

それから、最後にクジラ肉の国際取引についてですけれども、こちらはIWCというよりはワシントン条約によりさまざまな取り決めがされているわけですが、ワシントン条約にも加盟している日本政府としても、やはりワシントン条約の取り決めというものは尊重するべきであろうと考えております。こちらは、特に国際取引の再開についての議論というものはしっかりIWCと採決の場で行われるべきですが、その際にもやはりとれたクジラというのは、特に1頭1頭が大きいので、逆に言うと、全頭調査といいますか、すべてのクジラについてサンプルを採集して、DNAのサンプルをしっかりと登録していくという作業がほかの魚種に比べて非常にやりやすいといえればやりやすいという状況がございます。そういう意味では、例えば取引再開についての議論をするときのさまざまなデータを提供するという上でも、DNAのサンプルの提出を義務づけてしっかりと管理をしていくということが必要じゃないかと考えております。

長くなりましたけれども、私のほうからは以上です。ありがとうございました。

○大久保東海大学海洋学部専任講師 ただいまご紹介にあずかりました大久保と申します。

パワーポイントの資料を使ってお話をさせていただきたいと思います。紙でも配付をされているかと思います。

私自身は捕鯨自体に反対をしているわけではなくて、クジラも食べますし、塩くじらのお茶漬けもたまに食べます。そして、シーシェパードの妨害活動であるとか太地町の浜での嫌がらせというようなことには本当に強い憤りを感じますけれども、鯨類捕獲調査のあり方を考えるときには、それだけではなくて、日本の捕鯨外交の中で鯨類捕獲調査がどういった効果を持ってきたのかというのを検証して、その上で検討すべきではないかと考えております。

結論から申しますと、鯨類捕獲調査を軸とした日本の捕鯨政策というのは非常に説明責任を欠いた状態にあるのではないかとというのが私の考えでございます。そして、これまで日本の捕鯨外交はどのような実態であったのかということをもまず検証をした上で、国内の捕鯨産業であるとか鯨肉の需要の実態、そしてIWC交渉、非常に膠着しておりますけれども、そういったところの現状を踏まえた上で捕鯨政策全体として再考すべき時期に来ているのではないかと考えております。そして、鯨類管理という点では、もちろん鯨は捕鯨の対象、資源ではございますけれども、広い海域を回遊する野生生物でもありますので、そういった点で、1つの見方だけではなくて多様なかわり方というのがあると思いますので、利用だけでなく保全も強化するといった姿勢は強く出していくべきではないかと考えております。

そして、日本の捕鯨外交を検証した上でと申しましたけれども、私は、2002年以降、IWCの国際交渉にオブザーバーとして参加しておりますけれども、何年か参加しておりますと、日本は本当に商業捕鯨の再開を目指しているのだろうかというのが疑問に感じられます。そこで、2002年以降だけではなくて、歴史的に、具体的にはモラトリアムが採択された以降ですけれども、日本政府が商業捕鯨の再開に必要な行動をとってきたのだろうかということの検証作業をいたしました。具体的には、商業捕鯨の再開には何が必要なのかということをも挙げまして、それに対して、実際にはどういった外交上の行動が行われてきたのかを分析しました。そうしますと、最初は商業捕鯨の再開のために鯨類捕獲調査を始めたわけですけれども、90年代後半以降には、特にIWCの膠着状態が続く中で、鯨類捕獲調査の維持・拡大のほうが実は商業捕鯨の再開よりも優先されてきたのではないだろうかと考えております。

細かいところになりますので少し飛ばしながらお話ししますけれども、先ほどノルウ

ェーとかアイスランドとの対比というのが出てきましたけれども、日本はノルウェーなどと違って、IWCのもとで商業捕鯨を再開するためには、モラトリアムを解除しなければいけない唯一の国であると思います。そういったときに、今、捕鯨支持側、反捕鯨側で、盛んに自分の国を味方してくれる新規加盟国を加入させるということをやっておりますけれども、これで4分の3の賛成を得られるまで新たに国に入ってもらおうというのは非現実的ですので、そうすると交渉していくしかないということになります。では、そのとき何が必要か、ということで4つ挙げてございます。

1つは、交渉しやすい雰囲気づくり。これは、もちろんIWCでの合意が必要だからということもあるのですが、国内でも反捕鯨国と何らかの形で妥協をしないと、IWCのもとで商業捕鯨再開というのはいけません。2番目に、科学を尊重する国として信頼してもらうこと。3番目は、反捕鯨国との実質的交渉ですけれども、IWCの交渉では、日本側も反対国側も自分たちの立場を繰り返し述べるだけで、余り妥協するというような雰囲気ではないわけですが、例えばほかの外交問題とリンクさせるなどといった、実質的に交渉を行うということが必要であるということです。それでもだめな場合は、IWCを脱退する戦略をつくること。これは、もちろんモラトリアム解除が失敗したときに脱退という戦略になるわけですが、IWC自体、日本が抜けてしまえばほぼ存在意義がなくなってしまうということで、これはIWCにとどまるとしても、強力なカードではないかと思えます。

では、こういった行動をとってきたのかどうかということ、実際に会議の議事録ですとかいろいろ資料に基づいて検証していくということ、こうした戦略は具体的にはとられてきませんでした。交渉しやすい雰囲気づくりというのは、会議に出ている皆さんご承知のとおり、全然ないということです。国内では、捕鯨文化、クジラを食べるのは日本の文化であるという言説を非常に強く打ち出してきたということです。

ここで、私は地域で伝統的に食べられてきたクジラ肉というのを否定するつもりは毛頭ありませんが、日本全体の食文化であるということと地域の食文化というのは違うのではないかと思います。では、日本の食文化だというふうなことが言われ出したのはいつ頃からなんだろうということで、35年分、国会議事録と朝日新聞のデータベースを使って捕鯨関連の記事を検索しまして全部読みますと、捕鯨問題の文脈で「文化」という言葉が初めて出てくるのは1979年のことです。それまでは「貴重なたんぱく質」というような言われ方をしていました。

では、何で1979年に「文化」という言葉でクジラが語られるようになったのかということですが、これは、日本捕鯨協会が国際PRという広告代理店に、やはり捕鯨をめぐる状況が非常に厳しいので、これからは文化であるということでアピールしていきましょうということで広報活動を委託し、それによってオピニオンリーダーのグループが発足しまして、その中から出てきたのが「食文化」という言説であるということです。これをもって食べるべき、食べるべきでないということ言うのではなくて、食文化と言う以上は、こういった言い方が最初はどこから出てきたのか、そのルーツというのは押さえておく必要があるのではないかというふうに考えております。

次、2番目の科学面ですけれども、幾つか整理しながらお話ししますけれども、鯨類捕獲調査自体が商業捕鯨の再開に貢献してきたのか。再開は実際されていませんけれども、貢献するような内容であったのかということを見ていきたいと思えます。鯨類捕獲調査の定義ですけれども、今の鯨類捕獲調査が1980年代に開始された以前に、条約第8条の規定を活用しようというのは、1970年代に既に出てきております。外務省の作成文書、こちらは情報公開請求で開示していただいたものですけれども、IWCで70年代、捕獲枠がどんどん削られていきましたので、民間企業は非常に収益が悪化してしまうということで、それを救済するために鯨類捕獲調査というものを考えているということで、もともと産業の救済策として浮上してきたということが確認をされております。

以前、鯨類捕獲調査の研究計画の策定に携わっておられた粕谷先生が言及されているのは、長い調査期間が必要で、多くの捕獲が必要な研究計画をもともと作成するというのが始まりであったと。この研究計画は事前にIWCに提出するという事なんですけれども、実際コメントや、いろいろな批判も出されます。こういった調査方法は要らないのではないかということもありますし、捕獲する鯨の頭数はどうなのかとか種類はどうなのかという指摘もありますが、実際、こうした指摘があっても、実質的には言うことを聞かなきゃいけないということはありませんで、国際規制はないと。自国の裁量が基本的にできるということです。

では、科学研究としてどう評価されているのかということですが、まずデータがすぐとれているというのは事実ではございますが、管理の文脈でどうなのかといいますと、RMP、既にIWCで正式に採択されている捕獲枠の算定方式ですけれども、こちらには鯨類捕獲調査のデータというのは必要がないと。それと、掲げた研究目的と

というのが非常に難しいということで、例えば自然死亡率がゼロになる可能性も排除できないというような結果が出ている。要は、年をとらない、死なないクジラということになってしまうと。そして、普通の研究であれば、1回データが得られましたら、十分時間をかけて解析をして、何がわからなかったのか、さらに何が必要なのかというのを検討して新たな調査計画に入るといことになりましてけれども、鯨類捕獲調査の場合は切れ目なくやっているということで、国際的に説得力のある科学研究ということにはなっていないと。

では、国際交渉という点ではどうかと申しますと、RMS交渉を94年からやっておりますが、日本は一貫して鯨類捕獲調査には国際規制をかけないというふうに主張しておりますけれども、これは妥協を阻害してきた要因の一つになってきたということです。

改定管理方式に関しては、目視調査の結果と従来の捕獲統計があれば捕獲枠を算定できるということで、鯨類捕獲調査のデータは不要であると。

そして、先ほど来、少し話題になっておりますけれども、クジラと漁業の競合説ですね。これは非常に2002年ぐらいにPRが盛んに行われましたけれども、要はクジラがふえ過ぎて魚がとれなくなっているということで、こちらは捕鯨論争と食料問題を結びつけることによって、例えばアフリカ諸国ですとか、捕鯨はしないけれども、食料問題であるのであればそれは大変だということで、非加盟国がIWCに加盟して日本の立場を支持してくれるということには貢献をしましたけれども、科学的な妥当性というのは非常に多くの批判があります。前回の会合で横国大の松田先生もご指摘になられていたかと思えます。ちなみに、2009年のIWC会合では日本の政府代表団から、日本の科学者は漁業資源の減少の要因がクジラであると結論づけたことはありませんというような発言もありまして、要は仮説段階であるということだと思っておりますけれども、それを大々的にアピールしてしまうということは、やはり日本の科学の信頼性というのを損ねてしまっているのではないかと。

商業捕鯨の再開が目的であるならば、鯨類捕獲調査はどういった役割になるのかということで、今後の話を少しいたしますと、第2期の南極海での鯨類捕獲調査の目的の2番目ですけれども、複数のクジラを一括して管理するモデルの構築というのが掲げられております。けれども、複数種一括管理というのは非常に難しいということが指摘をされています。FAOのテクニカルペーパーから引用しておりますけれども、そ



ういったデータが得られても、複数種一括管理の管理方式というのをIWCで開発をするというのは、非常に可能性としては低いと。

例えば、南極海の海洋生物資源の保存に関する委員会というところで生態系アプローチを採用しておりますけれども、こういったところでも、とにかく生態系について考慮するためには、生態系モデルを絶対につくらなきゃいけないということではなくて、手元にあるデータで予防的で保全的な漁獲枠を設定するとか、これまでいろいろなされてきた保全管理措置を組み合わせるといった方法になっております。注意したい点としては、漁獲対象種をふやすのに上位の捕食者を間引くというような考え方は、こういった国際的な漁業管理機関ではないということです。こういった複数種管理方式を追求するというのは実現可能性が非常に低い一方で、RMPはもう既に正式採択されていますので、RMPを尊重するということが実は重要なのではないかと考えております。

捕鯨政策の転換の可能性ということで、申し上げてきましたように、鯨類捕獲調査というのを外交交渉の文脈で見ると、商業捕鯨の再開には貢献してこなかったといえます。今後も鯨類捕獲調査をずっと続けていって、じゃあいつかこれをもとに商業捕鯨が再開できるのかということ、その可能性は非常に低いと思います。こういった状況で、商業捕鯨の再開のため、これが目的であるからして鯨類捕獲調査は必要なのだというふうに税金を使い続けるというのは、説明責任という点では非常に問題なのではないかと。

この検討会でも何度か話題になっていると思いますけれども、鯨肉消費が縮小傾向にあるということ、そして副産物収入を前提に鯨類捕獲調査の費用を賄うという仕組み自体が限界に来ていると指摘されています。そして、南極海で商業捕鯨が仮に再開されたとして、そこに参入しますという意思を表明している民間企業というのは今のところはないと。またIWCの交渉を見ますと、昨年議長案でも出ましたけれども、南極海の鯨類捕獲調査の段階的廃止と沿岸捕鯨の公認というのが唯一実現可能なアプローチであろうと見られております。

IWCが何とも動かないということで、少し現状認識ということで最後にお示ししておりますけれども、IWCは非常に安定的な構造にあるといえます。外から見ますと、日本が鯨類捕獲調査に税金を投入して続けていく、それが可能になっているのは、商業捕鯨が開始できないからであると。そして、対立しているように見えて、捕鯨問題

で対立しているからといって、ほかの外交課題には影響が及ばないようにしましょうねということは、日本とオーストラリアの外務大臣が会談なんかをするとそういったことが確認をされたりするということで、何かを痛みを伴って解決するというような機運にはなっていないということです。

反捕鯨国のほうも、日本をたたいていると、何となく捕鯨というクジラを保全しているような感じで支持者にアピールできると。ですけれども、鯨類を国際的に管理していくためには、捕鯨を全く認めないのではなくて、認めた上で管理することが必要ですが、そういったことは一切やらないということで、国際管理というのは不在であると。このままいくと、いつまでたっても国際管理はされないと。そして、調査捕鯨のために説明責任を欠いた財政支出というものが積み上がっていくのではないかと考えます。南極海での鯨類捕獲調査というのは、6年目で見直すということになっており、昨年度がちょうど6年目です。この機に、これまでどういったデータが得られてきたのかとか、外交上どういった効果があったのかということを検証するという意味で、一旦お休みをしてもいいのではないかとというのが私の考えです。そして、鯨肉の供給というのは沿岸捕鯨の方に主力を担っていただくというのが現実的ではないかというふうに考えております。

以上です。

○野村委員 いろいろとご説明ありがとうございました。

三軒さんがおっしゃっていたNHKのテレビ番組の話は、前回の会合でも話題が出まして、私もNHKのあの番組とそれから非常にやらせの映画だった「コーブ」という映画を対比して、どっちかというNHKのほうはバランスがとれていたなという発言をさせていただいたのですが、NHKの番組でさえ、ああいう非人道的な人格を疑うような言動をする彼らの、言動の一部しか撮ってないということを知って、そうかなという感じを新たにしております。何かやはり当局に取り締まって欲しい対象の人だと思いました。

岡安さんと大久保さんに幾つか質問とコメントがあります。お二人の発言も非常にリーズナブルで、私は、非常にずっと頭に入りまして、こういう考えもあるんだなというふうに納得したところもあります。

WWFの文書についてですが、これは前回の会議でも紹介された話で、WWFジャパ

ンが対話によって限定的な商業捕鯨を認めてもいいのではないかというポリシーを出されたときにWWF本部からかなり叱責をされたとか反発をされたという話を聞きましたが、前回の会議のときは、それでもWWFジャパンのポリシーは変わってないというふうな発言を多分、松田先生が紹介されたと思いますが、そうでしょうかという確認です。

それから、それに関連して、資料の2ページの1ポツの4で、絶滅危惧種でないクジラの商業捕鯨の可能性というのがこれに関連すると思うのですが、これを見ますと、ここでは沿岸ならいい、南氷洋はだめだというふうなニュアンスは全くないと思いますので、むしろ、ある意味では南氷洋のミンククジラの解明というのは、1. 4の1、2、3、4の全部を満たしているような気もほかのクジラに比べますとしております。ただ、後で南氷洋のサンクチュアリのところとのリンクで、WWFジャパンとしては南氷洋の捕鯨は、調査であろうが商業捕鯨であろうが賛成できないというふうな発言をされたと理解していますが、それは、前のページの1. 4のほうは南氷洋を排除しているわけではないけれども、サンクチュアリの設定に賛成であるので、南氷洋はやめてほしいという理解でいいのでしょうかという質問です。

それから、IWCでの日本代表団の対応について説明をされましたが、もうちょっと具体的に話していただければと思います。大久保先生がある程度詳しく話されていたので、それとほとんど同じだということならばそれで結構です。

あと、ワシントン条約のことは、私はちょっと岡安さんの意見とは違いまして、そもそもIWCとワシントン条約というのはその目的が異なっておりまして、あくまでワシントン条約というのは、絶滅しているとか絶滅に瀕しているとか絶滅に瀕する危険がある種の国際貿易を禁止したり制限する条約ですから、そもそも絶滅に瀕していないという種がワシントン条約にリスティングされること自体がおかしいというのが私の考えです。したがって、日本側が幾つかの種のリスティングに対して留保をしているというのは、そもそもリスティングされていること自体が正当化されないということで異議を申し立てしたわけで、その事由が現在も変わっていない状況で、日本政府としてその異議申し立てを撤回する理由は全くないというのが私の考えです。

これは教条的な話になってしまったんですが、もう一つ実態的な話といたしましては、多分、岡安さんもお存じだと思いますが、IWCもそうなのですが、採決についてはIWCが4分の3というマジックナンバーがあって、CITESは3分の2ですが、

大体1回リスティングされますと、ディリスティングというか、リストから除外するとかダウンリスティング、即ち附属書1から2にするというのは、不可能とは言いませんが極めて困難である。ですから、加盟国間によっほどの信頼関係がなければ、危なくてつき合えないゲームだと思っております。

それから、大久保さんのパワーポイント、非常にわかりやすく頭にすっと入ってくるのですが、幾つかポイントがございます。

RMPの話はまさしくそのとおりでして、RMPの計算で南氷洋のミンククジラの捕獲頭数が計算されれば、多分2,000頭ぐらいになるんじゃないかとは思いますが、RMPを実行するRMSの完成が半永久的に遅れておりまして、したがって商業捕鯨の再開の道がつかないということに尽きると思うんですが、そういう状況からしますと、RMPに基づく商業捕鯨の再開というのは、今のところに絵にかいた餅みたいになってしまっていると。したがって、確かに商業捕鯨の再開のために鯨類捕獲調査を開始したのですが、RMPを目指せと言われても、それをフォローするロジックというのは、とりあえず鯨類捕獲調査はあまりRMPの成功に寄与していないんだから、そこはリンクを外して、RMPだけを頑張れと、鯨類捕獲調査とはリンクするなというお話みたいな感じで聞きましたが、ただ、それを換言しますと、とりあえず鯨類捕獲調査は縮小もしくは大幅に少なくして、もしくは禁止して、先の見えない商業捕鯨の再開に頑張れということで、これもちょっとあんまり現実的ではないという感じがいたしました。

あと、食文化のことは私も感心してこのルーツの話を知りたいんですが、確かに、言葉の使い方としては食文化ということと言われたのはこのころかもしれませんが、それは大久保先生がおっしゃるとおり、確かに、このままじゃ捕鯨がおかしくなるということで、この食文化でやるというのは多分そうなのかもしれませんが、それがどうして悪いんだという感じがいたしております。やはり何か一つの、食文化であれ別の行動形態であれ、外国からの、理不尽かどうかは別にして、圧力で日本国民の慣行をやめさせられる恐れがあるという状況においてどういう議論を張ろうかというふうなときに、いろんなオプションがあると思いますが、食文化ということを書いてどうして悪いか。逆に言えば、捕鯨がなくなると、当然、鯨肉を食べる習慣がなくなります。それはやはり一つの食生活の中断を意味するわけで、それを食文化と言っても私はそんなに抵抗はありません。

クジラと漁業の競合のところは、前回も私は申し上げましたが、私も捕鯨の存続のために漁業への被害を強調するというのは、PR的にあんまりいいイメージじゃないという感じを持っておりました。ただ、大久保さんのところで書かれたのとちょっと違うニュアンスの感じを持っておりますのは、非捕鯨国の途上国、具体的には多分アフリカですとかカリブ海のことだと思いますが、IWCに加盟して日本の立場を支持したというのは事実ですが、私の理解では、日本のロビー活動ももちろんあったはずなんですけれども、やっぱり反捕鯨国側の議論というのが余りにも教条的で、一方的で、彼らにつき合うと、自分たちのところの食料政策ですとか水産関係の政策に非常に悪影響を与えると。そういうことを吹き込んだのは日本代表团なのかもしれませんが、クジラが魚を食べるからということではなくて、魚もクジラも保護が目的ではなくて、人間の持続的利用の対象として見るべきではないかという、そういう哲学に彼らが同調したからだと思っております。

私もIWCを離れてもう20年以上になりますが、私がやっていたときにはそういう光景はなかったんですが、時々聞く話では、日本代表团が妥協に行こうとしたときに、逆にカリブ海とかそういうアフリカの国から、そんな生半可な妥協をするなどたしなめられたという話が、うそか本当か知りませんがそういう話を聞きますし、あるところでは、本当に信念を持って、魚もクジラも利用すべきたんぱく資源だというふうな哲学を彼らが持っているからではないかと思っております。それは非常にある意味で健康な日本へのエールだと思っております。

○岡安WWFジャパン自然保護室長 ご質問を2つ、それからご意見を1ついただいたという理解でお答えをさせていただきます。

まず、前回、うちの自然保護委員もお務めいただいている松田先生からのご紹介で、2002年の捕鯨論争というところで、WWFの見解として、商業捕鯨の再開も認めるという立場をとったところ、ガーディアン紙からたたかれたとか、そういう資料が出ておりました。議事をまだちょっと拝見していないので、松田先生がどういう発言をされたのか詳しくは存じませんが、基本的には、松田先生の主張と余り立場は変わらないとご理解いただければいいかと思っております。この見解というのは、2002年当時も出ておりましたが、それをさらに2005年にリバイズをして出せていただいているものですので、今現在も有効なものとして私どもは立場をとっております。

その中で、今ご指摘にありましたように、個別の問題についての商業捕鯨について1

の4というところで、絶滅危惧種でないクジラの商業捕鯨の再開の可能性というところに関しましては、以下の4つの条件がきちんと満たされている場合には否定するものではないという立場をとっております。これはクジラ類全体に関しての私どもの立場でございますので、例えばそれがミンククジラであろうが、他のクジラに関しても、基本的にはこの立場でございます。

一方で、先ほど申し上げましたように、南氷洋という特定の地域に関しましては、94年にIWCのほうでこちらはクジラ類のサンクチュアリとして保護をしていくという決定が下されております。私どもの立場といたしましては、国際合意のもとに行動をするというのが、やはり世界という視点から見ましたときに、一番生物の多様性を保全するという上でも大事だと考えておりますので、その決定が現在も有効であるということを考えますと、南氷洋につきましては、クジラ類の、特に繁殖に非常に関係の深い地域でございますので、特別に保護をするという意味で、ここでの捕鯨は回避すべきであるという立場をとっております。というのがご質問の1番目についてのお答えです。

それから、IWCにおいての日本政府の対応ということで、こちらは私の後にご説明をされた大久保先生の内容とほとんど一緒ですので、割愛させていただきます。

それから、CITESに関しては、特に水産資源を利用するというお立場の方は、CITESというのは絶滅危惧のそもそも少なくなってしまったものをいかにふやすかという立場なので、資源をどう活用するかというコンテキストに合わないというお話をよくされるんですけども、私どもの立場といたしましては、もともとCITESができたのは確かにそういう要素が強かったんですけども、今は附属書に関しましては1、2、3と3つのものが用意されておまして、例えば2番目ですと、国際交渉をしっかりと許可制でやっていくというような、CITES自体も汎用性のある条約に変わってきているということもございますので、クジラ類は、IWCだけではなくて、特に絶滅のおそれのあるものについては、CITESでの管理が必要であると考えているというところでございます。恐らく、こちらはご意見としていただきましたので、立場が違うということになると思います。

ありがとうございました。

○大久保東海大学海洋学部専任講師 ご質問、コメントをありがとうございました。

まず、RMSの完成が半永久的に遅れていて、商業捕鯨再開が先行きが見えないと。

その中でRMPを尊重と言ってもしょうがないということだったと思うのですけれども、そうしますと、南氷洋での商業捕鯨の再開自体ができないということであれば、それこそできない目標を掲げ続けるというのは、やはり説明責任という意味ではよくないのではないかとというのが私の考えです。それでも食料としてとるのだということであれば、それはそれでいいと思うのですけれども。じゃあ、商業捕鯨の再開のための鯨類捕獲調査なのかというと、それはやっぱりニュアンスとしてかなり意味合いが違うのではないかとということ。

そして、RMSの完成に関しましても、非常に状況がどんどん悪くなっていつまわっている。以前でしたら、スウェーデンとかスイスなんかの方に聞くと、やっぱりRMPが完成しているのにずるずると認めないというのは、自分としては違和感が非常に強いと言っている方もおりましたけれども、EUが統一のポジションをとるようになってしまったので、それは非常に厳しいというのはおっしゃるとおりだというふうに思っております。

もう一つ、食文化言説のルーツということで、それがどうして悪いのかということで、いい悪いを論じたいわけではなくて、日本の食文化として認識をしていくという上で、その出自といいますか、それは確認しておいたほうがいいのではないかとというのが一つと、食料、たんぱく質と言うときと文化と呼ぶときというのは、やはりかなりニュアンスがこれもまた違ふと。どうしても文化である、そして正当であるということだけになってしまうと、丸かバツかの議論になっちゃうということで、要は量の問題、例えば鯨肉をどのぐらい供給すべきなのかと。そして、そのためにどのぐらい外交コストを、もしくは規制コストをかけるべきかという問題が受け入れるべきかというか、屈するのか対抗するのかというような問題設定になってしまうということでは、これはちょっとよくないのではないかとということで、具体的に丸かバツかの議論というのを脱却していくという上で、少し相対化する必要があるのではないかと考えております。

もう一つ、クジラと漁業の競合説に関して、アフリカ諸国などの支持を得られた理由となっているのではないかと申し上げましたけれども、これに関してはもちろん食料政策ということもあるかと思えます。私がこのように書きました根拠は、やはりIWCの交渉に参りますと、こんなに魚を食べてしまっているというふうに口をそろえて皆さんおっしゃるということで、もともとは仮説として披露したのかもしれないけ

れども、それがやはりみんな受け入れてしまうということになると、それが検証されていないという時点で、転換していくというのが難しい。やっぱり違うのではないかというときにはしごを外すということになりますので、それは少し問題かなというふうに感じております。

以上です。

○岡安WWF ジャパン自然保護室長 サンクチュアリの中の鯨類捕獲調査ですけれども、先ほど私が申し上げましたのは、あくまでも致命的調査に関してということです。

○林委員 大久保先生に1つ質問とそれから三軒町長に1つ質問があります。

大久保先生に対しては、ご説明いただきました食文化の話ですけども、私も説明を聞きながらちょっと疑問に思ったことは、食文化という言葉そのものとしては、確かに割合最近になってから国会とかマスコミに出てきたということは、それは言えるけれども、純粋に科学者としての研究手法として、この文化は実際にどのころから日本の食文化というものになったと言えるのかということ突きとめたい場合に、こういった国会の発言とか新聞記事の、いわゆるコンテンツ・アナリシスが本当に正しいアプローチであるのか、ツールであるかということは、真剣に検討する必要があるのではないかという気が私にはしました。

というのは、そういう言葉として固まっていなくても、文化なるものが実態としては日本に既に戦前よりもはるかまえに、10何世紀とか、あるいは縄文文化までさかのぼる人もいますけれども、あったことは確かで、ただ、それが日本の文化として固まるのはいつごろになったかということは、単に国会でそういった言葉が言われたから突然出てきたというわけではなくて、綿々と続いてきたいつかの時点において固まってきたというようなことが言えるんじゃないかというふうな気がいたします。秋道先生がいれば恐らくもっと詳しいことを聞けたのでしょうけれども、残念ながら今日はいらっしゃいません。

そういうことで、研究者としてこの手法でいいのかどうか、本当にその点を詰めたものかどうかということをお伺いしたいということです。

それから、三軒町長に対して1つ素朴な質問ですけども、私もNHKのあの番組を見させていただきました。そのとき非常に疑問に思ったことは、町のほうとして、どうしてももう少しシーシェパード等の妨害に対して法的な措置がとれなかったのかということです。例えば、車を発進することすら妨害されたり、明らかに私有地だと思わ



れるところに彼らは入ってきているわけですね。そういうことに対して警察なりその他法執行機関がもう少し強い態度がどうしてもとれなかったのでしょうか。

○大久保東海大学海洋学部専任講師 食文化に関して実態として存在したことは確かであろうということで、そういった実態としての文化というか、クジラを食べる習慣ということを実地で丹念に追っていくという研究手法もちろんあります。文化人類学者の方もやっておられますし、渡邊洋之さんという方が書かれた「捕鯨問題の歴史社会学」という図書がありますけれども、そちらでは、そういった現地ではどういうふうにくじらの肉が消費されてきたのかというのを丹念に調べていくという研究は、私はございませんが、ほかでなされております。

同時に、そういった実地での調査を丹念にやってくると、やはり食べる文化もあれば食べない文化もあると。地域によって、「それは食べませんよ、うちの地域では」というような地域もあるということで、そうなってきますと、相対的に見るならば、食べる文化もあれば食べない文化もあると。じゃあ、殊さらに食べることだけが文化であるというふうに言うのがフェアかどうかという問題がまた出てくるかと思えます。

そして、国会議事録、新聞というのは本当に限られたリソースですから、もっと対象を広くしてということはまさに研究としてはあり得ると思えます。

以上です。

○三軒太地町町長 最初は、ああいう妨害活動について、イルカを追い込んでくるときに海に入ってわざと泳いだり、ボードを持ってきて若い女の人たちがやったり、アピールするためにいろいろなことをやっておりました。最初は、漁業者も一般の人も彼らを止めさせるためにいろんなことをやっておりました。その時はすごくおとなしかったです。だけど、地元の警察も保安庁もどうしても捕まえたいということでやっていたのですが、中央から事件を未然に防がないとだめだと、事件を起こしたら漁業者も一般の町民も捕まריםと言われた。だから、我慢をして、相手に対して威嚇などをしないようにという指示が出たわけですね。

それで、この前の9月からの漁期のときも、たまたま自分は出張していたのですが、夜帰ってきたら、警察、保安庁を交えて地元で協議しておりました。そのときに、地元の警察が上からの指示で、どうしても反捕鯨の人たちがたくさん町に常駐しているので、この状況で9月に漁を再開するというのはいかなものかということで、9月の漁期開始を延ばそうとしたのです。自分は帰ってきて、その話を聞いたときにそう

いうことを言われたので、ちゃんとした法的手順を踏んで、9月から漁をする者を圧力でとめることは絶対に許せないと言って、私の責任で9月1日からやいなさいと漁に出したことがあります。

それから、国に頼って、またいろいろな役所に頼っても、彼らを取り締まる法的根拠は一つもないのです。あれよりもっとひどい現状なのに、NHKは比較的公平に撮ろうとするからあの程度の表現になりますが、この前、議連に行ったときも入国管理局の課長が来ていましたが、条例違反では国外退去はできないのです。町ができることといったら、条例違反ぐらいしかないのです。だから、警察も保安庁も先にやはり町は職員が出て行って注意してくださいと。その後、我々が、警察が出て行きます。だけど、ここから入ったらだめですよという、危険地域ですよということになっていても、たとえ入っても、逮捕はできないわけですね。改めて本当に南氷洋で守れるのか守れないのかの問題ではなく、国内でも守れないのです、日本の法整備というのは。

だから、どういうことを議論しているのかよくわかりませんが、クジラだけではなくて、日本の国民を国が全然守れないということは、北朝鮮のこともそうですけど、改めて実感をしたということです。町ではもうどうにもならない。県でもどうにもならない。地元の警察でもどうにもならないのです。これは国の法の問題だと、私はそう思っております。

○谷川委員 今の三軒町長のお話を承ってなんですけど、この南氷洋の鯨類捕獲調査も今年の秋、再開するかどうかでこの委員会で一応議論するわけですが、副大臣が先ほどもご挨拶なされたけれども、前回も海上保安庁の船を出すのがいいのか、出せるのかどうかというようなことが一つの具体的な議論点にはなるわけです。それで、ただ、聞くところによりますと、今まさしく三軒町長がおっしゃったように、海上保安庁がたとえ南氷洋に行っても、あるいは実際船に乗っていったわけですよ、海上保安官が複数名、2回、今回と前のときと。ところが、実際には何もしない。行動をとらない。そして、今、町民の皆さんに耐え忍べと言ったことと同じことを、今回も母船に乗っていた海上保安官は指示するだけで、結局、鯨類捕獲調査船団を守るということは何もできてないということなのです。

今、国家の法の問題だと。法治国家だと日本は言っていますが、私は今日の参考人というか皆様方にお聞きしたいのですが、いろいろ問題点はあるし、もっといろいろあるのですが、南氷洋の鯨類捕獲調査のシーシェパードの攻撃に対処するというこ

とに関して、海上保安庁の船を出すについてのご意見を、今の三軒町長みたいに、実際に自分の町にそういう連中が来ている、そういう経験を踏まえてのご意見等で承ればありがたいと思うのですが、皆様からご意見を聞きたいなと私は思います。

○宮原水産庁次長 それでは、南氷洋の鯨類捕獲調査に対して安全対策として海上保安庁の船を出すべきかどうかという質問に対して、有識者の皆さんからお答えをいただきます。

○下道小型捕鯨協会会長 この問題については、やはり国際捕鯨取締条約8条に基づく権利として我々はやっており、それを途中で今年は帰ってきたとは全く理不尽なことであり、我々の生命、財産を日本政府が守る義務があるわけですよ、我々を日本国民として。ですから、それについてはぜひ私はやってもらいたいと思います。

○三軒太地町町長 副大臣は、同じようなことだったらやる意味がないというようなことを言われましたが、自分も公明党、民主党、自民党という議連に出ますけど、その中でいつも国会議員が言っているのは、役所に対する攻撃だけです。我々が先生に訴えているのは、先生、これは官邸の問題ですよ。国が強い意思を持って断固この調査をやるという意思がない限り、幾ら儀式みたいに役所に対して、おまえたちがよくない、警察は何やっている、保安庁は何やっていると言っても、みんな現場ではじくじたるものがあるのです。南氷洋でもそうです。

だけど、一番の問題は、やはり国の国会の先生たちが、また官邸に強い姿勢があるのかということです。この調査をやるのにそういう思いがあるのかないのかだけの話です。それだったら、法律でもいろんな解釈ができるはずですよ。それができないということ自体が今の官邸の考え方、また今までやってきた国会の責任だと、自分はそう思っています。当然、巡視船を出して強い姿勢を示すべきだと自分は思っております。

○日野株式会社日野商店会長 私の社員の友人も南極海の調査船に乗っているのですが、そうすると、やっぱりみんな嫌だということです、家族が怖いから。ということは、私はやっぱり日本政府がきちんとそういうことを対処できていないから、そんなものが南氷洋へ行ったら、初めから目的は達成できないですよ。だから、やっぱりきちっとしていただきたいと思いますね。

○岡安WWF ジャパン自然保護室長 南氷洋での鯨類捕獲調査ありきというところでお返事をするのはちょっとつらいところがございます。まず、やはり南氷洋の鯨類捕獲調査、致命的な調査を本当に続けるのかどうかというところが、最終的に国際的には合

意の得られる形になった場合には、自然に一つは解決に向かう問題ではございます。シーシェパードの態度をWWFが認めているわけでは決してございませんし、どのような理由であれ、南氷洋の生態系に、例えばそこでドンパチやること自体がダメージを与えますので、こういうことには断固として反対はしておりますが、ただ、鯨類捕獲調査をするために海上保安庁の船を出すべきかどうかという議論は、多分その次に来るものだろうというのが私どもの今現在お答えできる立場です。

○大久保東海大学海洋学部専任講師 海上保安庁の船を派遣すべきかということですけど、それ以前に、巡視船が行けば有効な対策ができるのか、より安全が確保されるのかという構成、そして法的根拠ですね。もし捕まえてくるとして、どういった法的根拠で捕まえてくるのか。そして、海上保安庁自体にそれに随行できるようなリソースがあるのかどうかということをやはり検討しなくてはいけないと思います。私自身は、そういったことに関して熟知していないのですけれども、直勤的には難しいのではないかなという考えを持ってしまうというのが今のところの考えでございます。

○阿南委員 今日はありがとうございました。

三軒町長にまずは聞かせていただきたいと思います。先ほどの食文化という話も出ていましたけども、鯨肉の普及・販売の努力をされていて、学校給食や病院に取り入れるというお話を聞きました。けれども、食文化といいましても、実際にはもう鯨肉はほとんど食べなくなっているという状況だと思えます。また在庫も非常に膨らんでいるという話も聞いております。学校給食や病院食を中心にしながらこの普及・販売の努力をされていく上で、沿岸で行われている今の捕鯨の漁獲量で十分賄えるのではないかなと思っているのですけれども、いかがでしょうか。

そして、太地町は私も時々参りますけれども、イルカ漁もやっています。消費が進まない状況の中でイルカ漁の必要性というものについてどのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

それと、今日はWWFの岡安さん、そして大久保さんには、本当に大変詳しいところまでわかりやすくご説明いただいて、私は大変納得いたしました。特に、非致命的調査に切りかえていくということは、南氷洋で調査をやる上で、またほかの地域における調査についても私もそのとおりだと思います。オーストラリアなどでは目視で生態の調査をしているという話も聞いております。そういうことがIWCでちゃんとコントロールされて、了解されて、それが科学的なデータとして、国際的なデータとして

共有されていくということが考えられるのかどうかということについてお聞かせください。

そしてそれとの関係で、大久保に、鯨類の国際的管理は不在のままであるということについてお教えてください。鯨類調査についても同様に国際的に共有されていない状況があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

以上でございます。

○三軒太地町町長 学校給食について言いますと、これを普及するときに、反捕鯨の人たちは、沿岸のクジラにはいろいろな病気とかそういうのがあるという宣伝活動を行います。私たちがこれを普及するときは、南氷洋のきれいなところで泳いでいるクジラですよという単純明快な説明をしないと、難しいわけですね。その後、科学的なデータを、相手方に、学校にも示すというやり方をやっております。

本来、鯨類捕獲調査というのは、その副産物というのは、国が補助しているので、やはり公共的なことに利用するというのが私は大事だという考えでした。南氷洋全盛でクジラをとっていて、捕鯨がIWCでとめられたときに高級品になりました。そのときこそ、鯨類捕獲調査で安く子供たちに食べさすということが続けていく必要があるということをお訴え続けてきたわけですね。それをかなえるには、やはり調査をやっている副産物は、そういう公共的なことに使って、沿岸の捕鯨というのはやはり地域を潤おす為にやるのがいいと、私自身はそう考えております。

○阿南委員 沿岸捕鯨の漁獲量でそうした鯨肉の需要は賅えるとお考えかどうか教えてください。

○三軒太地町町長 それは賅えないと私は思っております。今まで我々は学校給食ですつとやってきたわけですね。これについて、沿岸の今の頭数では、民間の売るのも入れて、需要を全部賅える範囲ではないと思っております。これが広がれば。

○阿南委員 イルカ漁をやる根拠はどうですか。

○三軒太地町町長 これについては、先ほども説明したとおり、イルカをいろいろなことに利用する。その時代時代でいろいろなクジラとのかかわりが地域というのはあるわけですね。その中で、過去、現在、未来、我々の町はクジラとのかかわりをやめないと宣言してきましたが、そのイルカのおかげで公社も黒字になりましたし、くじら館も黒字になりました。また、今、漁業者に特化する若い人たちは、イルカ漁をしている人たち以外、若い人たちというのは余りいないわけですね。だから、そういう地域

のことから考えれば、今イルカ漁が地域を潤しているというメリットというのは我々の町では大きいと思っています。

○岡安WWF ジャパン自然保護室長 IWCの科学委員会で非致命的調査が実際に科学的根拠として受け入れられるかというのは、既にIWCのほうではそういう調査の組み立てをして、各国の協力を得て、目視調査で今やってはおります。これは日本政府も協力しているところなので、技術的な進歩がより非致命的な調査で済むようになっていくというのが、IWCの科学委員会の中でも主張する科学者もおりますし、WWFのネットワークでもそういう立場にあります。

○大久保東海大学海洋学部専任講師 鯨類の管理が不在であるという点にコメントをいただきましたけれども、まさに現状ですとIWCでそもそも合意をする気が皆さんあるのかというと、そこが非常に疑わしいというのがまずあります。というのは、やはりノルウェー、アイスランド、日本とそれぞれがそれぞれのスタイルで捕鯨をやっている。そこには国際規制がかからないということが一方であり、他方で、やはり反捕鯨国というのは、管理をするということは、少なくとも捕鯨活動を認めなきゃいけないというところで、まずそこが受け入れられないというような態度が非常に年々強くなってきているということで、例えば昨年、アガディールでの議長提案というのがございましたけれども、反捕鯨側にも配慮してサンクチュアリを新しくつくるとか、いろいろなメリットを幾ら入れても、南極海に関して捕鯨を認めるということがどうしても言えないというような感じがしています。ですから、このままそれぞれがそれぞれのスタイルでやっていくというようなことがこれ以上長期化してしまうというのは、非常に管理がされていないという意味では問題だと思えます。

○櫻本委員 大久保先生にお伺いしたいのですが、科学研究としての評価というところで、RMPによる捕獲算定には鯨類捕獲調査のデータは必要ないというふうに書かれているのですが、もともと鯨類捕獲調査のデータというのは、RMPに必要なだからやっているわけじゃないと思います。モラトリウムが設定されたときに、少なくとも1990年までにこういうことをしなさいという宿題が大きく分ければ2つあったと思います。一つが管理方式を開発しなさいということ、もう一つはクジラに関する包括的な評価をしなさいということでした。その後半の部分に関連して鯨類捕獲調査というのが計画されたというふうに私は理解しています。RMPというのは、もともと、その当時の時点で、利用できるデータを使ってある程度まで精度よく管理ができる方法

を開発するというを目的に開発されたものですから、この2つはもともと違うものだというのが私の理解です。

○大久保東海大学海洋学部専任講師 もともとの鯨類捕獲調査を始めたころというのは、まさにデータがないから不確実性が高いからモラトリアムだということで、自然死亡率を初めとする難しいデータを解析しようというのがあったと思うのですが、そういう意味では、管理の文脈で調査が必要なかどうかということが、このように税金を投入して大規模にやる場合に必要だと思うのですが、致命的調査のデータを使わなくても済むのであれば、現実的に入手できるデータだけで管理するという考え方は当然あり得ると思いますので、RMPが採択されるまでは、こういうデータが必要だから調査を始めたというのは成立すると思いますけれども、RMPの完成を見て、それがIWCも採択をしていますので、管理はこの方式でいきましょうということを決めておきますので、その後に関しては調査は必要ないという理解です。

○櫻本委員 ですから、捕獲枠の算定には必要ないのですが、モラトリアムを設定したときに2つの宿題があって、1つは管理方式をつくりなさいということですね。もう一つは、クジラに関する包括的な評価をなさい。つまり、生物学的ないろんな情報をもっと正確に集めなさいという、2つの条件があったわけですね。RMPの完成というのはそのうちの1つの答えであって、RMPが完成したからじゃあもう一個のほうはしなくていいということではないと思います。ですから、鯨類捕獲調査というのはもう一つの宿題を解決するために組まれていると。鯨類捕獲調査という面からも既にもうモラトリアム解除の要件は満たしているけれども、モラトリアムが解除されていない現状においては、その宿題の一つが継続していても構わないというのが私の理解です。

○野村委員 今のフォローアップですが、今、大久保さんから、捕鯨に対する国際管理がないというお話だったと思うのですが、今は捕鯨はやられていないので、国際管理のしようがないわけですから、当たり前のことであり、情けない話ですが管理以前の問題だということです。

それで、これは櫻本先生の話のフォローアップですが、RMPというのは、私の理解では、ある1つのデータをインプットして安全な捕獲枠を計算するという方式でありまして、商業捕鯨をやる部分の一部にすぎないと思います。将来、商業捕鯨が再開される見通しは今のところ非常に暗いと申し上げましたが、そういうシナリオは条約上

あるわけですし、ですから、将来商業捕鯨が再開されるときには、南水洋の調査データというのは、必ずその管理に必要になると思います。これは、RMPのもっと上のRMSを実施する過程において、日本の鯨類捕獲調査のデータは随分有用になると思っております。

それから、鯨類捕獲調査に対して余り国際的な協力が無いのではないかというお話だったのですが、多分、日本側としてはぜひ各国の科学者に調査船に乗ってくれと言っているのではないかと考えていますが、もちろん、反捕鯨国の人たちはそれに乗ることに対して抵抗もあって、いろいろと現実的には難しいということだと思います。

調査内容について日本政府がIWCに提出するというのは、科学委員会での検討に委ねているわけですし、いいかげんな調査だとそこでつぶされるわけですね。法的につぶされるというよりも、科学的におかしな調査はとてもできないのです。そういう意味では、日本の調査というのは科学委員会でもかなり吟味された内容だと思っています。その中で国際的に協力できるものやいい提案があれば受け入れているということだと思います。

ですから、そういう意味で、法的には調査というのはあくまで各国との協議で合意してやるという義務はないのですが、実態的には決して一方的に日本が勝手に自分たちの理屈だけで鯨類捕獲調査を強行しているというふうには私は思っておりません。

(下道氏・三軒氏・日野氏・岡安氏・大久保氏退室、休憩)

## 議題(2) 取りまとめに向けた論点整理

○宮原水産庁次長 議題の2でございまして、取りまとめに向けた論点整理ということで、その最初の作業といたしまして事務局がたたき台をつくってきてございますので、まずそれを説明してください。

○花房資源管理部遠洋課長 資料4でございすけども、これは、これまで3回の検討会中で委員の方からご発言いただいた主な意見ということで、事務局のほうで取りまとめさせていただきました。論点として、調査の正当性、調査の科学的な意義、調査の仕組みと財源、それから反捕鯨NGOの妨害を踏まえた南極海調査の実施、その他ということに分けておりますが、多分、こういう形でまとめたときには、ここは言い足りないとかこれには反論があるとかいろいろあると思います。さらにもっとこの部分が欠けているのではないかとか、また、こういう観点もあるのではないかとこと



でご議論いただければと思います。

以上です。

○宮原水産庁次長 資料4については、一応見ていただいているということを前提に、ぜひご意見を伺いたいと思います。もちろん、ご質問も結構でございますが、ここをどう変えてほしいですか、意見のポイントを加えてほしいだとか、そういうことをぜひお聞かせいただければというふうに思います。

○阿南委員 調査の正当性のところですが、国際法上認められた正当な権利ではあるけれども、やめる理由は全くないという書き方はちょっとおかしいと思います。やめる理由が全くないというふうな論点ではなく、鯨類捕獲調査について今後再考するというくらいの表現のほうがいいのではないかというのが1点です。

それと、その次のポツですが、不当な妨害を受けていることを国内、国際世論に対しPRしていくということですが、この不当な妨害を受けていることのみを表立ててPRしていくということではダメではないかと思います。そこだけをやってしまうと、シーシェパードの妨害活動ということだけで反発していると論じられても困りますので、ここは現状と事実をしっかりと述べたほうがいいと思います。

○宮原水産庁次長 それでは、項目に沿って進めたいと思いますが、1の調査の正当性について、今、阿南委員からご意見いただきましたが、ほかにご意見があればお願いします。

○林委員 今のご意見を斟酌しまして、1つ目のポツと2つ目のポツを合わせて3つにして、最初は法的に正当性があるということ、そこに捕鯨条約8条も一緒にして第1項にし、2つ目に、今行われている捕鯨調査は国際法上の正当な調査であるということ。それから3つ目が、現在あるいは過去に、近年行われてきている妨害は不当なことであって、これを今までもPRはされているわけですが、これまで以上にあらゆる機会を通じてPRしていくべきであると。こういう3点にしてはどうかという意見です。

○高成田委員 これは両論併記みたいにするのですか。意見が異なっている場合には。

○宮原水産庁次長 今の段階では意見が異なったものは異なったまま書きます。それで、また次の機会に議論していただいて、まとまるものがあればまとめていくということにしたいと思います。今の段階では、皆さん方のご意見を全部入れていくというところでございます。

○高成田委員 それでは、まず1番のところ、私は正当な権利であるということはそのとおりだと思います。そしてまた、現状としていろんな妨害を受けているということもそのとおりだと思います。ただ、国際社会の中で、これ以上南極海における鯨類捕獲調査を続けることが日本の評価を高めるとは思えないので、私は段階的に縮小していくという方向性をとったほうがいいというふうに思います。ただ、直ちにやめろと言っているわけではありません、段階的に縮小という方向を目指すべきであるという意見を持っております。

○谷川委員 再考するとか段階的に縮小するというご意見が出ましたけども、それならば私も再度、態度表明というか意見表明します。やはりこの検討委員会の趣旨として、鯨類捕獲調査を安定的に続けるために、今回シーシェパードの妨害があつて混乱しているが、今後どうするかというのでこの委員会が招集されているわけですから、それも踏まえて、先ほど有識者の方も異口同音におっしゃっていましたが、ああいう過激な環境テロリストの妨害があつたからやめますというのは、それは筋が通らないでしょうということですね。だから、そうであれば、私はやめる理由は全くないという書き方はこのままでいいと思います。

今日の有識者の方の感想も含めてですけど、国際的な批判、国際的な批判と皆さんおっしゃるのですが、はたして国際的な批判とは何なのかということです。それは反捕鯨の立場の人たちの批判であつて、国際的批判があるというと、世界じゅうが日本に対して何か悪いことをしているみたいなことを言っているように受け取られがちですが、そもそもクジラを食料資源としてとって食べるという、そのところでそれは駄目だという人たちと、いや、伝統的に食べてきて何が悪いという人たちとの根本的な違いですよ。だから、そこまでさかのぼって考えたときに、それをいろんな理由で、知能が高いとかかわいいとか哺乳動物だとか何だかんだと言いつて、とって食べては駄目だと言う人たちの批判を国際的な批判と一言で言うことについては、私は気をつけなきゃいけないと思います。

○野村委員 この検討会の目的は、多分、水産庁、農水省の趣旨は別にして、いろんな意見を聞くということですから、結論ありきである必要は全くないと思います。ですから、もちろん鯨類捕獲調査の縮小もしくは場合によっては段階的な廃止というのも一つの議論になって別段おかしくないと思います。そういう前提の上で、私は個人的には原案どおりでいいと思います。

○高成田委員 もう一言加えていただきたいのですが、今の鯨類捕獲調査が外から見たときに商業捕鯨の代替になっているというふうに見られるという部分で、そこが国際的な批判にもなっているということを付け加えていただければと思います。動物愛護だけではなくてという意味です。

○宮原水産庁次長 それでは、先に進ませていただいて、2の調査の科学的な意義の部分についていかがでしょうか。

○阿南委員 今日のWWFや大久保さんのお話を聞きますと、科学的なレベルが高くて世界の最先端というところもちょっと疑問だと思いましたが、非致命的な調査も可能であるとされていて、IWCでもそのような調査が推進されているということなので、もし調査をするならば、そういう調査方法というのも有効であって、国際的にも共有できる仕組みであるということをついたらいいのではないかと思います。

○野村委員 今の阿南さんのコメントの関連なのですが、確かに調査レベルを高く評価するというの是一方的な我田引水の表現かもしれませんが、櫻本先生もおっしゃったように、内容自体は、科学的に非常に評価されているものであり、もちろんIWCの科学委員会の中でもいろいろと批判する人はいるでしょうが、全体的には調査の結果得られたデータ自体をそんなに批判するような意見はないので、その科学的なレベルの高さというのは、表現は別にして、維持したほうが良いと思っております。

それから、致命的・非致命的というのは昔からの哲学論争で、誰も非致命的調査の有効性を否定しているわけではないのですが、問題はどれぐらい致命的調査が必要だということになると思います。当然、鯨類捕獲調査をやっているグループとしては、科学的にはこれだけの統計的な有意性を持った標本がいるからということですし、目視だけでは資源量はわかって、動向がわからない。やっぱりどうしても解剖しなきゃわからない部分というがありますので、科学的には致命的な調査の必要性を完全に否定することは出来ない。ですから、もっと非致命的調査も活用するべきだというのは一つの意見であると思うのですが、非致命的調査ほうが大事だというふうにと書くと、バイアスがかかってしまうと思います。

○高成田委員 科学的な調査の意味合いとしては、要するに食料資源としてどれだけ使えるかということだとすると、基本的にはある程度、特にクロミンククジラについては、資源的な問題は少ないというところで1つの結論が出ているような気がします。そうすると、毎年毎年500頭とか800頭をとって、これ以上の何の結論を得るのかとい

う気がします。科学的なデータは南氷洋においてクジラをとっても大丈夫だということで、あとは政治の世界の話あるいはIWCにおける結論の話であって、調査という意味では、もうこれ以上、どうしても日本がやる必要があるとは思えません。

それから、もう一つ気になっているのは、これは沿岸捕鯨もそうなのですが、実際に調査という一番に先に出てくるのは、胃の中に何が入っているかということです。魚が入っている、小魚が入っているということで、クジラが漁業資源を危うくしているということになるのですが、この間の松田先生のお話では、このことだけをあまり言わないほうがいいということがありました。そうすると、「最先端で学術的意義が高い」といいながら、調査の中で1つの結論というのが、クジラが魚を捕ってしまうので魚類資源が危なくなるというところだとすると、この問題の権威が疑問を呈しているというところは、真剣に考えるべきではないかと思います。

○谷川委員 大久保先生のコメントがすべてではないという話があります。たまたま有識者として出ていらっしゃった方の言うことがすべて正しいというわけでもないわけだから、それがまずあると思います。

もう一つ、これも前に申し上げましたが、鯨類捕獲調査をやるというのは、今日も有識者の方からお話がありましたけれども、やっぱり捕鯨技術の伝承というのがあって、それは、1982年に不当にクジラをとることを停止に追い込まれたという前提から始まって、その抵抗策として選んだことでしょう。もちろん、それは先ほど櫻本先生のお話があったように、82年のときの宿題の一つで、資源量はどうかということはあるけれども、それこそ今日どなたかが言っていましたが、外交とか国際的な日本の立場という戦略・戦術の中でこの鯨類捕獲調査の道を選択してきたのでしょよね、当時の担当者の人たちは。やっぱり捕鯨技術の伝承と、それが南氷洋でやるというのは沿岸とは違うということで、もちろん船の大きさも全然違いますし、そのところもやっぱりこれは重要だと私は思いますから、忘れては困るなと思うわけであります。

皆様方に切に私は訴えたいのは、この間の米澤先生の話もありますし、今日の日野さんのお話もそうですけど、やっぱり歴史的な経緯というのは常に忘れてはいけないのであって、どうしてこういう事態になって、しかもIWCの膠着状態が何十年も続いているのかという、そのところですよ。それを踏まえた上で、現在の鯨類捕獲調査を選択しているということと、それに対する過激なシーシェパードの攻撃というものを人権上どう考えるかということで、ぜひ歴史的な経緯をお忘れなくお願いしたい

と思います。

○櫻本委員 今のご意見とも関連しますが、資源研究者という立場から言うと、もう十分に南氷洋でミンククジラの商業捕鯨を再開してもいい、全く問題なくできるという状態になっていると思います。RMPを使って捕獲枠を算定してやれば、もうそれで済んでしまう話なのに、どういうわけか、その理由を一言で述べるのは困難ですが、それが実現できていない。だから、今の状態というのはかなりゆがんだ状態であるということは事実だと思います。ですから、そのゆがんだ状態の中で鯨類捕獲調査がやられているというのが現状です。本来の姿に、すなわち商業捕鯨という形にもどしてもいいと、私は資源研究者としてそのように思います。

○宮原水産庁次長 科学的な意義というよりは、今までの経緯ですとか現状ですとかということがありますので、調査の正当性のところにもう少し書き加えたいと思います。

高成田委員と阿南委員のご意見は、2の4つ目のポイントをもう少し書き直させていただいて、致命的調査・非致命的調査の関係と、これまでどれぐらいやってきたという話を書き加えさせていただきます。

○阿南委員 今のお話ですと、それでは、もう鯨類捕獲調査は必要ないということですか。歴史的役割は果たしたということではないですか。

○櫻本委員 いやそれは、商業捕鯨が再開されているという前提であれば、今のような調査は必要ないかもしれないということです。

○谷川委員 阿南さん、それは違いますよ。IWCという場においては、反捕鯨の国々の理不尽な会議の構成や運営が行われていて、本来、真っ当に科学的に議論すれば、これはもっと前に解決していることなのです。それが異常な状況の中でやっぱり持続的に資源を利用しようというグループが、先ほども説明があったけど、カリブ海とかアフリカの国々とか、あの人たちは何も日本が好きで支持しているわけではなく、要するに、自分たちもあらゆる食料資源を今後考えたときに、海の幸でも、山の幸でも持続的に利用していくという根源的な権利は譲れないということで、ここは踏みとどまらなければいけないから頑張っているわけです。そういうことですから、そういう中で鯨類捕獲調査は必要だということだと思います。

○阿南委員 それなら、鯨類捕獲調査ではなく、商業捕鯨について議論を再開しましょうと、あるべき姿について議論すべきではないですか。

○谷川委員 いやいや、だから、それを言っているのです。前にもお話ししたけど、それ

をずっと日本は言っているのであって、日本だけではなく、ノルウェーだってアイスランドだって、日本と同じ考え方をしている国々は言っているのですが、それを反捕鯨の国々が一切まともに受けとめて話に乗らないから、そういう膠着状態になっているということです。

○高成田委員 2番目の調査の科学的な意義という項目をわざわざ独立しなくて、調査は十分に正当性があるという中のポツの中で、「その調査は科学的にも十分意義がある」という意見があったというところでのいいのではないか。調査の科学的な意義ということになると、もう調査の役割は終わったのではないのという議論もでてくるので、2番のこの大枠を外したらどうですか。ご検討ください。

○宮原水産庁次長 ありがとうございます。それで、阿南委員のご意見も入れるようにします。それでは、次に、3番目のポツの調査の仕組みと財源についてお願いします。

○高成田委員 私は、仕組みをもう少しすっきりしていただきたいと思っています。それは、国が行える調査事業であれば、国の下に実施機関として鯨研があることはいいと思いますが、用船をするというのは共同船舶でやって、その後、副産物の販売を共同船舶に任せるという仕組みのあたりから、鯨肉の販売代金が未収金になっているというような話も含めて、不透明になっている感じがあります。そういう意味では国民あるいは納税者にわかりやすいのは、一体国が幾らこの調査事業に支出していて、そして用船料が幾らかかって、そしてたまたま出てくる副産物をどう処理して、その部分が黒字になっているのか赤字になっているのかははっきりさせたいと思います。そうすると、多分わかりやすいのは、副産物の販売部分は分離して、そこで売買と在庫管理を1つの組織として明らかにしていくという仕組みのほうがわかりやすいと思います。今の用船と鯨肉販売を絡めるという仕組みはわかりづらいということでもあります。

○阿南委員 そこは、あくまでもこの鯨類捕獲調査を継続していく場合ですね。

○高成田委員 そうですね。近海も含めてですけど。だから、今後続けるのであれば、それは2ポツのような、国の予算で実施すべきだと私は思います。

○宮原水産庁次長 それでは、よろしければ、4の項目に進めさせていただきます。

○林委員 1つ目は、海賊行為ですけども、ここに出てないのは、前回の終わりのほうに、外務省だったか総合海洋政策本部の方が説明されたことで、S U A条約の適用があるということをはっきりとおっしゃっていたことです。S U A条約というのは、日

本語では海洋航行不法行為防止条約の略ですが、この点、政府のほうからそういう確認できていましたので、あえて私は賛成を言わなかったのですが、かねてから同条約の適用は確かにさらに積極的に検討すべきだと思っていましたので、もしここで許されれば、SUA条約の積極的適用を検討すべしというふうな意見を入れさせていただきたいと思います。

○野村委員 この3ポツはどなたが言われたのか真意は分かりませんが、4番目、5番目は非常に明確な意見で、要するに海上保安庁の巡視船派遣に反対の意見ですが、私個人的には海上保安庁の派遣に賛成です。これは、日本国民が正当な行為をやっているときに、やっぱり国の官憲は守る義務があるのではないかと。公海ですから。それで、もちろん税金を使うとかコストのことはありますが、テロに屈してそれをやらないというのは、非常に説明しづらい。とりあえずやってみるべきではないかという意見です。ですから、それを意見として入れていただきたいのです。そういう意味では、2ポツのところに、海上保安庁船の派遣を含めて調査継続のための議論をすると、そういうふうに入れていただくとバランスがとれるのではないかと思います。

○谷川委員 今の3ポツは私の発言ですが、別に冗談ではなくて、まじめに考えて言っています。順番にはこだわりませんが、まじめな意見です。というのも、やはり海上保安庁が、実際に鯨類捕獲調査に保安官を乗せていっても、ただ逃げるだけ、無難に問題を起こさないと。それだけしかやれない。多分、法的根拠の問題等で難しいのではないかと推察します。だから、そういうことであれば、本当に第三者的な警備組織、いい表現に直してくれたと思いますが、私の発言はザ・ガードマンと言ったので、ちょっと冗談のように聞こえたかもしれませんが、この第三者的な警備組織の導入というのはすばらしいと思っています。お金がかかるでしょうけど、これはある意味、もしも官邸筋が物事を荒立てたくないとかいうことであれば、これは一つの落としどころになると私は真剣に考えております。実現性はどうか分かりませんが。

○櫻本委員 私は、SUA条約の適用というのは巡視船を出す場合の前提条件であると考えています。今はオーストラリアから鯨類の捕獲調査が国際法違反であるということで国際司法裁判所に訴えられていますから、裁判所の結果が出るまでは白黒はつきませんが、日本は訴えられているという立場にあるという事は事実としてあるわけです。そういう状態のもとで、巡視船を出すということは、国際世論から見た場合に、日本は非常に姑息なことをやっているという感じになりかねない。日本は国際法違反で訴

えられている立場でありながら、その判定が出るまでの間は武力を使って、その違法行為を実行しようとしているということにもなりかねない。少なくとも日本の正当性を主張するためには、まず、SUA条約違反という事で、シーシェパードの違法な行為を国際司法裁判所に提訴し、その判決が出るまでは、巡視船を出して自国の国民を自ら守るといふ、そういうストーリーで臨まないと大義名分が成り立たないのではないかと私は思います。以上です。

○高成田委員 まず、この海賊行為の定義について、一つの政府見解が出ているというように感じて聞いたので、もしそうであるならば、政府はもう既にこういう見解を出している。これに対して、この中で違法性を問えるのではないかという意見があったというほうがいいのではないか。つまり、ここは両論併記で、「問えるのではないか」という意見があり、「いや問えない」という意見があったというような書き方ではなく、むしろ、政府見解が出ているという事実を押さえた上で、「そんなことはないのではないか」という意見があったという書き方のほうがいいのではないかと思います。

それから、5番目のところは、私がこれまで述べてきたことが書かれていると思うんですけども、まず巡視船を出した場合でも、果たして本当にこれが排除できるのかという能力の問題ももう一回検討しなければいけないということ、それから、巡視船を出さず場合というのは、例えばマラッカ海峡とかソマリア沖とか、これは海保や自衛隊が出ましたけども、いわば国家の存亡をかけている場所に今まで出しているわけです。調査船団の方々の生命が脅かされているという状況は理解できますけども、その数の問題、そして積んでいる鯨肉という積み荷の問題を含めて、やはりそれは日本の存亡、つまり、国民の生活のために毎日何隻のタンカーが通って石油が入ってきているという状況と同一視することはできないと思っています。したがって、日本の生命線というところでマラッカ海峡と巡視船という議論は成り立つけれども、南極海の鯨類捕獲調査に巡視船というのは、ちょっと無理ではないかということのを改めて付け加えたいと思います。

○阿南委員 私も、こういう方向性を出すと、国際的にもこれは明らかになってしまいますよね。そういうことも考えること、やっぱりあくまでもIWCという場が設定されているわけであって、そこでの話し合いを優先させるということのを前面に出していかないと、何だ、日本はそんなところで勝手にやるのかという話になると思います。国



際間の話し合いのルールを踏みにじるようなことを日本から言うのはおかしいと思います。要するに、鯨類捕獲調査についての今後の意義や態度を決めていくのも当然ですよね。私は南極海の鯨類捕獲調査は必要ないと思っているのですが、そういうことも含めて、今後の政策を明らかにした上で、この妨害活動に対してのIWCでの議論を提起して、そして説得すべきだということをはっきりここに書くべきで、議論の場を否定しているようなことを一方的に書くわけにはいかないですよ。恥ずかしくて。

○谷川委員 前にも言いましたけど、それはIWCでも毎回日本は言っているのです。これはテロのことですからね。それで恥ずかしいことでも何でもないのです。それで、IWCの参加国はみんなこのシーシェパードの暴力行為についてはよくないと言っています。だけど、旗国であるオランダも港を貸しているニュージーランドも実際には何もしないわけですから、そこは本音と建前で、悪い悪いと言いながら、どこの国も何も手を出さない。そして、調査船団だけが危険にさらされているということを阿南委員もご理解いただきたいと思います。

○林委員 先ほど、高成田先生のおっしゃった1つ目の海賊行為のことなんですが、これは1つ目のポツは私が言ったことですが、本来、海洋法条約における定義は広いということは、日本の国内法上の海賊の定義、それも閣議決定に基づく海賊行為の定義ですね、これよりも広いという意味で本来広くと言ったわけで、だからそこにもう少しつけ加えて、国連海洋法条約における海賊行為の定義は、本来、閣議決定に従う我が国の海賊対処法上の海賊の定義より広いというふうなつもりで私は言ったはずですよ。

○野村委員 阿南委員の発言のフォローアップですけど、引き続きIWCの中の人たちとか外交ルートで対シーシェパード対策の善処を求めるのは当然ですから、一番初めに、引き続きやるということを書き加えたらどうでしょうか。それは自明の理ですが、阿南委員の印象にあったのは、そういうこともしないで、巡視船だけでぼんやりという話のニュアンスではないかと理解しました。それは当然やる話なので、書き加えたらどうですか。

○宮原水産庁次長 はい。ここはよろしいですか。

それでは、最後にその他ですけども、1つしか書いてありませんが、何かほかに落ちているということがございましたらお願いします。

○高成田委員 私も当面の手当は出すべきだと思います。それで、共同船舶に対する未支

払い金というような事実があるのは、やっぱり国家的な調査事業としておかしいと思いますので、そういう意味でも手当は必要だと思います。

それで、ここに入れるべきなのかわからないんですけども、この秋にも調査船団を出すかどうかの議論があるのでしょうか。「やっぱり出すべきだ」というのと「再検討すべきだ」というのと、そこはどうでしょうね。IWCにおける日本政府の努力というのを見る必要がありますが、私はこの秋にこのままの状態に出るということはもう一度再検討すべきで、IWCの議論も踏まえて検討すべきだという意見を持っております。

○阿南委員 南氷洋に出す鯨類捕獲調査と沿岸の鯨類捕獲調査、そして沿岸漁業との関係についても結構意見があり、沿岸は重要じゃないかというご意見も多かったと思いますので、それもその他のところに加えたらどうでしょうか。

○高成田委員 沿岸での商業捕鯨の再開を。

○宮原水産庁次長 よろしいですか。それでは、また整理した上で改めて委員の方々にはお配りして見ていただく機会を設けたいと思います。

### 議題（3） 今後のスケジュール

○宮原水産庁次長 次に、今後のスケジュールですけれども、資料5というのがございます。事務局から何か説明ありますか。

○花房資源管理部遠洋課長 資料5の一番下の3行目のところに書いてございますけれども、これまでにいただいたご意見、それから今回出たご意見も踏まえ、事務局のほうで報告書の素案、たたき台を作成いたします。それで、メール等で各委員からご意見をいただいた上で次回お諮りしたいと思います。次回は7月26日を考えております。

○宮原水産庁次長 IWCがあるから日にちを空けてやるということですね。

○司会（中奥） 7月に取りまとめをしたいということで従来からお諮りをしてきたところですが、7月の11日からIWCの総会がございます関係がありまして、なかなかその前に検討会を開催することが難しいということと、また委員の皆様の日程調整もありまして、こういった形でやらせていただければと思います。

○高成田委員 次回26日はもう成案になって、一字一句直せないという状態が出てくるんですか。

○宮原水産庁次長 いや、そんなことはありません。できるだけ直さないで済むようなも

のにできればいいのですが、そういうわけにはいかないと思いますので、またゆっくり議論していただくつもりでございます。

○高成田委員 ということは、もう一度ここで議論をして、その後で、27日になるか何日になるかわからないけれど成案になるということですね。

○宮原水産庁次長 そうですね。修正した上でです。

○高成田委員 座長に出すのはまた違う紙になると、こういうことですね。たたき台はそれ以前に来ると。

○宮原水産庁次長 もうそれ以前に、ご意見を伺うために出させていただきます。

○高成田委員 ついでに、IWCの話も少しお願いします。

○宮原水産庁次長 今年の結果ですね。

○高成田委員 こういう論点の中でこのIWCがどういうふう今年動いたのかというあたりの報告を、メールの形でいただければと思います。

○司会（中奥） 先ほど高成田委員のほうから、この秋どうするのかということもありましたけども、この論点整理は各論として、ある程度総論的な形で2つなり3つなりの考え方にまとめることが出来ないかということも考えております。

○宮原水産庁次長 そこはあまり無理にまとめるよりも、この今のたたき台に枝葉をつけるという考え方でやったほうがいいと思います。

それでは、できるだけ皆さんのご意見を反映したものをつくらせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

次回26日、また日があきますが、よろしくお願いいたします。

今日は本当に長時間、ありがとうございました。

（以 上）